

No.31

一目 次一

△焦点△

- | | | |
|-----------------------------------|-------|---|
| 一、当面の政治方針 | | 1 |
| 二、日米新安保条約不承認宣言 | | 5 |
| 三、自民党の新安保条約反対論の
矛盾にこたえて | | 6 |
| 四、アメリカ上院外交委員会における
新安保条約の審議について | | 7 |

△研究△

- | | | |
|---------------------------------|-------|----|
| 一、政府の貿易自由化計画批判 | | 8 |
| 二、貿易自由化の及ぼす影響 | | 9 |
| 三、国民年金制度にたいする批判と
われわれの要求について | | 27 |

- | | | |
|-------------|-------|----|
| 一、チリ地震津波対策 | | 30 |
| 二、六・一五事件の真相 | | 31 |

発行所

日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町衆議院内
電話 霞ヶ関 5111 内線 2222 番
振替 東京 195668 番

焦 点

一 当面の政治方針

一、闘いの性格と成果

一、全体を通じて

(2) 安保阻止闘争は支配階級側の意図する、憲法体制のワク内でその実質を除々に破壊し、ついには改憲による軍国主義的ファシズムの達成という一連のプログラムに対し先制攻撃を加えた闘いである。

(3) すなわち安保改定はかれらの改憲コース途上の最も重要な跳躍台であったが、かれらはこれを通過するために国民的総抵抗の前にファッショ的手段をとらざるを得なくなり、その結果、今日の平和と民主主義をまもる一大護憲勢力の発展をみるに至った。

(2) しかしこの阻止闘争によって起つた政治危機は経済的不況と結合しておらず、この期間は経済的にはむしろ好況期にあり、独

占資本の強化と国民生活の相対的安定のときであった。そのため保守勢力は経済力には好況に支えられ、同時に阻止勢力が手づかずに入いたかれらの選挙基盤である農村及び一部の政治的無関心層に支えられ、このことがこの闘争の不利な条件であった。

(3) にも拘らず労働組合を中心とした統一行動がかつてない盛上りを示したことは高く評価すべきである。しかしながら好況と日本の労働運動が本来もっている矛盾のため、未だ十分でない面があった。このことは労働階級のもつ歴史的任務から見て今後の全戦略の鍵となる。

しかし一面、恐慌等の経済的危機がなくとも、平和や民主主義の防衛のための大衆闘争そのものから、政治的危機をつくり得ること、大衆闘争と議会闘争の正しい結合によって反動を追いつめ、積極的な攻撃的

闘争をなし得ることを実証した。

(4) この闘争によって、二千万をこえる請願運動と労働者の政治的抗議ストを主軸とする大衆的抗議運動を通じて国民主権と抵抗権思想が国民自身のものとなりはじめた。そして警職法闘争が民主主義の中核的な理念である「人権」そのものへの侵害に対する抵抗という形で現われたとすれば、今次の闘争はさらに請願運動や国会解散要求にみられるように直接政治参与という民主主義の精ズイを実現する要求として現われた。この二つの闘争を通じて、日本には民主主義がほぼ定着しあることが実証されたと同時に、国民の間に民主主義擁護に対する自信と自覚が生れた。

とくにこの闘争における学者、文化人などの果した役割は高く評価すべきである。

(5) こうして双方の側の強さと弱さの相交錯する中に一大政治攻防戦が展開されたが、保守勢力の側の冷戦派のヘゲモニーはついに崩すことができなかつた。

(6) 党は民社、共産両党に比較して単に議席数が多いだけではなく、国会闘争と大衆闘争を正しく結合しより大衆的な高い指導性を發揮し国民の期待と信頼をかも得た。またこの大闘争の中でかつてない統一と团结をかため、全党的な行動力を發揮し闘いの中で多年の懸案であった体質改善の萌芽を見ることができるようにになった。しかし予期しない大衆的エネルギーの爆発と高揚の前には党はこれを十分につかみ、計画的に指導するまでには至っていない。また地方によつては共産党の根強い行動力、組織力にまさる力を發揮していない所もあり、不均衡である。特にこの大闘争を党組織に結集する点にかけていた。しかし今日の闘争の

中で党員の中に新に多くの活動家が生れ大衆の信頼は増加しつつあり、組織拡大の芽は全国的に生れている。

(7) 具体的な政治成果としては、(1)新安保を最悪の条件で強行することを余儀なくさせ、これを実質的に空文化し、(2)アイクの訪日を中止し、(3)岸内閣を崩壊の寸前に追い込み、国会解散の時期を著るしく早めた。また国会と国民を結びつけて、政治を大衆のものにし、民主勢力の大きな発展をみ、将来の階級関係の変動を見透し得るようになつた。

二、個々の局面で

(1) 一年有余にわたる安保阻止国民運動は全國二千にのぼる地域共闘を組織化し、根強い闘争を開いてきた。この院外闘争を勇敢づけ、发展させ、重いといわれた安保闘争を急速に大衆の中へ浸透させたのはなによりもわが党の院内の安保特別委における徹底的、かつ効果的な質問戦であった。特に「極東の範囲」や「U2機」の問題等はマスコミを通して沸騰的効果をあげた。

また、わが国政治闘争史上にも例のない創造的な国会請願運動が起され、この運動は直接政治参与という国民の要求とマッチし、広般な大衆を運動に参加させ、国民と国会を結びつけ、眞の議会政治が単なる院内主義、形式的議会主義でないことを実証しこその大衆の教育の上で大きな成果をあげた。

(2) わが党の院内における妥協のない闘争によって窮地に立った政府自民党は五月十九・二十日の最悪の事態が招来し、この時をさかににしてこれまで阻止闘争に積極的でなかつた者や賛成でなかつた者をも含めて民

主主義擁護闘争に立ち上らせ、この運動が安保阻止運動に加わりこの倍加した力が安保阻止・岸内閣即時退陣、国会解散・アイク訪日阻止の四つの政治目標に集約され、国民的一大運動に發展した。

(3) 六・四闘争は阻止闘争の全過程の中で、

最初の分岐点と目され、政府・自民党はこのストによって労働者と市民が衝突することを期待し、世論的反撃のきっかけにしよう。

うとした。しかしそとは整然と行なわれ逆に労働者と市民の協力態勢を固め、阻止闘争の陣地を強化した。またこのストによつて労働組合に「政治的抗議ストができる」という確信を与え、さらに六・一五、六・三二ストの高まりに発展した。これらのストと相前後してしばしば大規模な抗議デモが続けられ、これらのストやデモと市民の意識昂揚の相互浸透の中で、ストやデモが次第にその規模と質を高め、而も市民に支持されるという関係ができた。

(4) 自然成立前の岸退陣・国会解散闘争の主要な環としてアイク訪日阻止闘争がクローズアップされたが、これは逆に相手側にすれば岸を支え、窮地を脱する絶好のチャンスでもあつた。しかし實際にはハガチー事件以来、急速に盛り上った闘争は、ついに死の犠牲者を出した六・一五の流血デモによって岸内閣に対する怒りを爆発させ、かれらの窮屈の意図を坐折させた。

この闘争によつてはじめて阻止勢力は相手側のプログラムを積極的に打破することに成功し、殆んど不可能と思われたことでも「大衆がやればできる」という自信を与えた点で決定的意義がある。この闘争によつてアジア諸国の親米政権に動搖を与えるとともに中立主義勢力に自信を与え、日本国民の評価を高まらした。またアメリカ国内においてもその極東政策の再検討の声をあげさせることができた。しかし、われわれの阻止闘争は共産党的戦略目標としての反帝・反米闘争とは質を異にしていた。

一、情勢の展望

一、岸退陣と次期政権

岸内閣の怒涛のような安保反対、民主主義護の国民の総反撃の前に退陣を決定的にした。しかるに彼はなおも偽の新安保批准行為をくい逃げし、その政策を継承する保守新内閣に政権のたらい廻しをやろうとしている。自民党内部には、少数の安保批准勢力があるが、そのヘゲモニーはいぜんその主流が握り、反動と冷戦のコースを歩もうとしている。

る。

彼らの企画する新内閣は第一に、アイク訪日中止によって低下した保守党の対米信用を恢復するため、新安保の忠実な実行を約束し、同時に貿易為替の自由化を推進し、対米追従の姿勢をとり、第二にアメリカの不信を買った治安対策を強化するために、デモ禁止、労働者、学生の政治活動の制限、反動文教政策、警察力の強化など大衆の政治行動に抑圧を加えてくることは必至である。

第三に若干の産業保護、社会保障などの欺瞞政策を掲げて、保守党の信用恢復、選挙対策を準備し、体勢を整備して総選挙を行おうとするのであろう。

これまで岸内閣や出先の誤った報道を信じたアメリカ当局も日本国民の強い抵抗と、アイク訪日中止によって、ショックを受け、その極東政策を再検討する動きを見せつづあるが、アイク政権の続く限り急速にはその対日政策の変更は期待されず新政権のテコ入れを行い国内治安対策の強化をせまつて来るであろう。殊に、韓国の李承晩、トルコのメンデンに続いて、日本の岸を失った米国は台湾や南ベトナムなどに連鎖反応を起すことを恐れて、日米軍事同盟関係の維持と日本の中立化防止のために強い態度をとることが予想される。

二、安保体制の矛盾の発展

岸内閣に続く後継内閣との闘いはこのようない相当の困難が予想されるが、長期的には、新安保の時代逆行の性格、国民の利益に反する正体が現実に現われ、安保体制打破の客観的条件が次第に熟して来るのであろう。

- (1) すでに民主党候補の対中共方針には中国の軍縮協定参加、中国との経済、文化的接触を掲げているように、今秋のアメリカ大統領選挙の結果如何によつて米国の対ソ対中国政策に変更が起る場合、対米一辺倒外交は窮地に陥ることが予想される。
- (2) 中国の新安保条約反対運動は大衆運動に発展し、新安保を强行する自民党政権による日中国交恢復、貿易の再開の可能性は殆んど失われた。
- (3) 今年末あるいは明年はじめに予想される

米国経済の景気後退は対米従属の日本経済に大きな打撃を与えるであろう。

(4) 貿易と資本との自由化は産業界の合理化と弱小企業の整理を促進し、労働者、中小企業、農漁民に重圧を加え、大企業のなかにもアメリカ資本の支配下におかれるものも生じ、広汎な国民諸階層の反対と不満をひきおこすであろう。

(5) 新安保によって軍備増強が義務づけられる他方、アメリカの軍事援助は削減せられ、国民の軍事負担が激増し、減税と社会保障及び抜本的な災害対策など国民の要求する政策の実行が一層困難となるであろう。

このように、安保体制が戦争に巻き込まれる危険と国民の経済と生活に及ぼす影響が現実化して行くに従い、安保体制打破の勢いは地方に、農漁村に、浸透して行くであろう。そして改定阻止に動員された階層より更に広く深い盛上りを以て、ついには、保守陣営の支配を覆えし安保体制全体を解消し平和中立をかちとる巨大な力として発展する可能性を持つている。

この結果財界や自民党の内部の対立を激しくし、保守陣営の分裂をひき起すことも予想される。また民主社会党にも、反共冷戦体制を是認する立場と労働者に対する政策、農民、中小企業など中間層の支持を得ようとする政策との間に矛盾が拡大して来るであろう。それは、既に貿易自由化に対する態度の混乱の中にも表面化して來ている。

三、われわれの政治目標

以上の情勢のもとにおけるわれわれの当面の政治的課題は新安保の不承認、民主主義擁護闘争を一そく強め、これに今後予想される弾圧反対の闘いを結合して強力な闘いを組み、政権たらい廻しを阻止、国会の早期解散をかちとることにある。この闘いは現在の彼我の力関係の中では容易なものでなく、高度の政治指導力とエイジが必要とされる。この困難にみちた闘いに勝利し、いかにして早期解散を実現させるかに、今後の闘争の成否をきめる鍵がある。

一、闘争の目標

われわれの当面の闘いの目標は

(1) 新安保の不承認と日米軍事同盟体制の打

破

- (2) 民主主義の擁護と議会政治の再建
 経済民主化と社会保障の完全実施

- (3) 日中国交回復・日ソ平和条約の締結とす

べての国との平和友好関係の確立である。

- 第一の目標を実現する闘いは新安保を完全に空文化する闘いであり、軍事基地の維持を困難ならしめ、U-2機の撤退を求める、核兵器の持ち込みを阻止し、新安保・新協定による

国民の権利、利益の一切の拘束、自衛隊の増強に反対し、日米軍事同盟を打破する闘いである。この闘いは終局的には新安保を廃棄する政府の樹立によつて完成する。

第二の目標を実現する闘いは破壊された民主主義、議会政治を回復し、自治体、職場、末端地域社会における民主主義の拡充の闘いである。秘密保護法等新安保に伴う民主主義の縮少、圧殺に反対し、一切の弾圧、警察、右翼の暴力、軍国主義、ファシズムに反対する闘いである。労働三法の完全な実施を要求し労働基本権を守る闘いであり、金権政治を徹底的に排撃し、完全な公営選挙を実施する闘いである。

第三の目標を実現する闘いは新安保に伴なう経済の軍事化を阻止し独占資本の恣意を制限していく闘いである。貿易の自由化から国民を守り、軍事予算、独占資本の合理化に対し、おくれた農林漁業中小企業を保護育成して、雇用の増大、経済二重構造の解消に努め、最賃制の確立、低所得層の生活引上げ、社会保障の完全実施を要求して闘う。

第四の目標を実現する闘いは新安保を実質的に空文化し、日本とアジアの平和を守り、日本と中国を再開・拡大し、日本漁業の安定によつて、日本を繁栄に導く道である。このため二つの中国を認めない立場を堅持して日本中国交を回復し日ソ平和条約をすみやかに締結する。かくて日本の完全中立化によつてすべての国との平和友好関係の確立をはかる。

以上四つの闘争目標は相互に結びつき憲法の平和主義、民主主義、生活権保障、中立主義と照応する闘いであり、憲法完全実施の新

護憲運動とかたゞ結ばれる。

二、政治目標

われわれの政治目標は以上の目標を実現するため、総選挙に勝利し、社会党を中心として「憲法を守る民主主義と中立の政府」をつくることである。この政府は安保阻止闘争の成果の上に安保阻止闘争に結集された平和と民主主義の全勢力に支持される社会党中央の政府である。

四、結論

新安保条約が予定する十年の時期は、激動の時代である。

六〇年代の基調の一つは、社会主義と資本主義の経済競争と、これと併行する資本主義国間の激しい経済競争である。この二重の競争が激化して行く中で、冷戦政策や、軍事同盟体制がその矛盾を大きくし、経済発展の障害となつて行く。

基調の第二は、アジア・アフリカ、中南米における民族独立運動の発展、各国内の平和と民主主義勢力の強化である。

このような中においては、パリの巨頭会談は決裂しても、それは直ちに冷戦の激化にもどるのではなくじにジグザグな途を辿りつつも、世界は軍縮と平和共存へ進むであろう。このような世界状勢のなかで、日本がアメリカ一辺倒の政策をとり、中国ソ連に対する敵視策を続けるならば、それは時代逆行の愚劣なコースであることは明らかである。

新安保体制―日米軍事同盟体制こそ、原子戦場化のおそれと、ファシズム政治の危険へ日本国民を導いて行くものである。

六〇年代の世界の情勢は急速に流動して居り、今こそ安保闘争に立ち上った広般な国民階層の要望にこたえ、一日も早くわが党が、日本軍事同盟を解消して中立を実現し、民主的改革を断行し、民主主義を通ずる社会主義への途を切りひらかなければならない。

二 日米新安保条約不承認宣言

岸内閣と自民党は、六月十九日午前零時をもって、日米新安保条約が自然成立を見たと強弁している。しかしわが党は、審議の経過、条約の内容、および民主政治の原則に照して、本条約の成立を承認しない。

第一、新安保条約は、その審議の経過から見て、法律的に無効であり政治的に不当である。即ち、衆院における審議では、五月十九日・二十日の事態で明らかなる如く、国会法や衆院規則や多くの慣例は完全に無視されている。而も同日の特別委における採決は、記録に見る如く全く存在しない。よって新安保条約は法律的に無効である。

なお、警官隊や暴力団を多数導入することによって、全野党議員の審議権が不当に侵害され、参院においても、全野党が不参加のまま自民党政のみによって単独審議され、而も条約につき何等の意志決定も行なわなかつたことは、議会政治の basic principle に違反している。よって新安保条約は完全に無効である。

第二、条約の内容は、日本憲法ならびに国連憲章に違反する。

即ち、本条約が、極東におけるアメリカの軍事目的達成のために、日本の地域および施設を提供し、日本がアメリカと共に集団的に軍事行動することを約し、更に戦力保持の義務を負わんとしていることは、新憲法が生命としているその前文ならびに第九条に完全に違反する。

又本条約は、自衛権の行使、極東の平和維持の美名にかくれ、事実は中ソ両国を仮想敵国とし、アメリカと軍事同盟を締結するものであるため、国連憲章が定めているいすれの国をも仮想敵国視しない原則に反し、日米の武力による威嚇とその行使を内容とする点においてこれを禁止した国連憲章第二条に違反する。

よって、本条約は憲法ならばに国連憲章に違反する違法の条約である。

第三、本条約は民主政治の原則に照し、その権威と拘束力を持たない。

即ち、新憲法の下における、國權の最高機關としての国会は、主權在民の原則に、強くその基礎をおいている。よって民主政治にとって、最も重要なことは、その主權者たる国民の意思を充分かつ完全に反映して政治が運営されねばならぬということである。ましてや、軍事同盟条約の如く、一度び誤れば、國と国民の運命にかかる重大な内容をもつものにおいておやである。しかるに昭和三十三年の総選挙で選ばれた衆院は、新安保条約の締結につき、国民のなんらの信託を受けていない。このことは、二千万人に及ぶ反対請願者、津々浦々に見られる広範な国民階層の反対の声が、雄弁に物語つている。

よって、自民党の今日の多数をもつてしても、この民意をじゆうりんして、軍事同盟条約を国民に強制することは、民主政治の根本に照して断じて許されないところである。凡そ法や条約はその成立過程に対する国民の信頼と尊敬が失われた時、何等の権威と拘束力を持たない。

斯くしてわが党は本条約は無効であり、違法でありまた、政治的に不当であると断言する。そして、われわれと共に日本国民が本条約を斯く断言することは、日本の国民が自らの手によって独立と平和を守り、議会政治をして眞に民主的たらしめることを意味する。

又、日本国民が斯く決意することは、日本およびアジアの和平と昨年十一月、世界八十二カ国が決議した、完全軍備徹廃、国際間の信頼と協力の、精神に太くつながることを意味する。よって、わが党は冷静な判断と思慮とに基きここに日米新安保条約不承認を宣言する。

昭和三十五年六月十九日

三 自民党の「新安保条約 反対論の矛盾」にこたえて

自民党はさる六日「新安保条約反対論の矛盾」との文書を発表して、社会党的政策に批判を加えた。その論旨はこれまでの陳腐の議論のくりかえしにすぎない。それにもかかわらず自民党がこの時期にこのような議論をむしかえそうとしたのは、現在の問題の焦点をそらすことをねらったものである。

一、安保条約承認の議決は衆議院においては全然行われていない。五月十九日の特別委員会は午後一〇時二十五分から二七分までのわずか一分間開かれただけで、委員長は「休憩前に一と発言しただけでまだ開会を宣してさえおらず、しかも先議すべき委員長不信任の動議が放置されている。この事実は正式の議事録がはっきりと証明している。この委員会における議決が存在しない以上、本会議における承認の議決もありえない。いわんや本会議においては警察力によって野党議員を排除し、与党議員のみによつて議事を行つたのであるから、いかなる観点からみても安保条約の承認は成立していない。

したがつて国民の世論が安保条約反対から民主主義よう護という広範な運動に発展したことは当然である。自民党は国民の眼をなんとかしてこの民主主義の危険からそらすこと躍起となつてゐる。

一、自民党はこの条約が「純然たる貿易的性質のものであつて」社会党はこの条約によつて「日本は米国と他国の戦争にまきこまれるとか、恐怖感をひき起すことに懸命になつて」いるといつてゐるが、日本に配備されているU2型機のために、ソ連が脅威を感じ、日本はその報復攻撃の脅威を現に感じている事実は、すでに自民党の言い分を粉碎してしまつた。

最近における米国上院における条約の責任者であるハーラー国務長官の証言はまた、自民党の条約解釈がたんに日本の国民を偽るための言いわけでしかなかつたことをはしなくも暴露した。

一、自民党は新安保条約に反対することは現行安保条約を支持することであるという点に批

もばくろした。自民党は安保条約が軍事同盟でないことを強弁する根拠として「仮想敵国をもたない」との形式的理由をあげているが、ハーラー長官は「武力攻撃をしかけてくる可能性のある国として終始ソ連を想定し、そのばあい日本は基地提供によつて米国を援助すると明言した。極東の範囲についてのハーラー長官の説明は、日本政府と同じに貫しておらず、結局「ソ連は含まれない」と説明されたものの、在日基地と比国、台湾、韓国などにある基地とは一体をなすこと、また条約によつて防衛すべき地域が「自由世界」であるとたん的に表現されたことは安保条約が、共産主義諸国と敵対する。

米国の戦略体制の一環であることを示したものにはかならない。また「事前協議」についても日本が拒否したばあいに米軍の行動は「非常に困難になる」といい、また、「日本に関係なく、アメリカだけが、関係している軍事行動に限つて事前協議を行う」とのべてゐるが、このことは、逆にいえば、日本の安全に関係があるとの認定のもとに、アメリカ軍が日本政府と「事前協議」することなく、いつでも独自の行動がとれることを意味しており、日本政府の言明と全く反している。

さらに、ハーラー言明は、日本の軍備が防衛的制限的なものから、新条約によつて積極的無制限的なものに前進することを示し、日本政府の自衛隊合憲説の欺瞞を暴露しており、また、米比、米韓、米台条約上のアメリカの義務の履行のために日本の基地が利用せらることを明かにして新条約が事実上のNATOの結成となること、新条約によつて他国との戦争にまきこまれるという国民の不安に対する政府のこれまでの説明が、いかに自慰的なごまかしにすぎないものであつたかをも暴露した。

判の中心をおいているが、米国上院においても、これと軌を一にした質疑が行わされている。これは安保条約をめぐる対立の本質を見あやまっている。新安保条約の賛成、反対はたんに一個の条約をめぐる論争ではなく、対米従属か積極中立とかいう外交路線の二者択一の問題である。新安保条約にたいする反対は対米従属の拒否であり、日本国民のうえにのしかかっている安保体制・国際的・国内的打破の一環である。新安保条約を阻止することは、安保体制打破の第一歩であり、これにつづいて、現行安保条約の解消的努力が、外国の軍事援助拒否、自衛隊の強化阻止、米軍撤退、軍事基地撤去、沖縄小笠原諸島の返還、核兵器反対などと併行してすすめられる。

日本の独立と平和とは米国との軍事同盟によつてではなく、いざれの陣営にも属することなく、すべての国があいだに友好関係を樹立していく積極中立の外交によつてはじめて完全に確立される。武力は第一義的なものではない。自民党のいうように「世界の中立国はスイスもスエーデンもそしてまたインドも国力相当以上の武力をもつ」といふのは事実だが、これらの国の中立と、独立を保つているのは武力ではなく、中立外交なのである。スイスの中立外交は三〇年戦争いらいじつに三五〇年以上の歴史をもつておらず、スエーデンはナポレオン戦争（一八一二年）を最後としていっさいの軍事同盟から手をひいた。これらの国の独立と平和をもつて中立外交の果した役割は、その武力などとは比較にならぬほど大きい。第二次大戦後において

も、インドがその中立のゆえに高く評価されたことは多いが、武力を背景とした事を処理した例はなにもない。

軍事同盟はその国の独立と安全に貢献するものではなく、世界の平和に有害であることは二度の世界大戦をはじめ歴史が事実をもつて示している。

国連憲章第五一条の集団的自衛権を悪用した相互防衛組織は、国連憲章の平和主義に本質的に違反するものであつて、この種の組織の横行が今日、国際緊張を激化せしめる大きな要因となつてゐる。新安保条約はまさにこの種の組織である。したがつてわれわれはいずれの国によるものであつても、軍事同盟に反対し、軍事ブロックの解消に努力せんとするものである。そしてわれわれが從来主張する中・米・ソを含む地域的、集団的不侵略、平和保障体制を確立することこそ、国連憲章に即したものであると信ずる。

極東において直接に日本をめぐつて対侍している日米安保条約の解消とともに、中ソ友好同盟条約の軍事条項の失効を期することはいうまでもない。このことはすでに浅沼謙使節団（一九五九年）による中国との共同声明において明らかにされているところである。

今日自民党は、新安保条約の審議めぐつて党内の対立がますます激しくなつてゐる。ることは新安保条約がいかに矛盾にみちたものであるかのなによりの証拠であつて、民主主義よう護の圧倒的な世論はかれらの外交路線をかえさせずにはおかないのであろう。

四 アメリカ上院外交委員会における

新安保条約の議審について（一九六〇・六・八）

アメリカの上院外交委員会におけるハーティ

國務長官の言明は種々重要な諸点を含んでゐる

ので、そのうちここに重要な諸点を指摘する。

一、政府自民党の一方的情報に基き、事實を認し、事實を曲げてゐる。

- (1) 日本国会における新安保条約の採決は全く合法的である、といつてゐるが、五月十九日の安保特別委員会における採決が、無効というよりは全く存在しないものであることは、衆議院の記録によつても明かであ

る。

(四) 一九五八年衆議院総選挙で、新安保条

約を選挙の題目としたと述べているが、安保条約の改定交渉は、この選挙後始めて取り上げられたものである。

(五) 新安保条約に対する社会党の反対が、ソ連・中国に影響されている如き言明は、これまでの事実を甚だしく曲げるものである。

(六) 「極東」の範囲について、中国・ソ連が入ると言明したことは、日本政府の統一見解と異なる。

(七) 在日米軍の出動条項について

(八) 「事前協議」その他、機微な問題については、「明確が不明確であるのみならず、これを秘密会に持込んでいるが、これは問題の本質を日本国民の眼からかくそうとしたものとしか思えない。

(九) 「日本に関係なく、アメリカだけが関

係している軍事行動」に限つて「事前協議」を行うといつてゐるがこのことは、逆にいえれば、日本の安全に關係があると認定の下にアメリカ軍が、日本政府と

「事前協議」することなく、独自の行動をとることを意味しており、国会における日本政府の言明と全く反している。

(十) 軍事同盟的性格について

(十一) 「アメリカがソ連と交戦したときに、日本は基地提供により援助できる」といっていることは、ソ連を仮想敵国とした軍事同盟であることを明かにしている。

(十二) 「米比・米韓・米台条約の義務を果すために日本の基地が必要である」と述べていることは、国民の心配していた事實上のN E A T O体制を作り上げることを認めたものであり、アイゼンハウバーの訪日が、これら諸国の訪問と結付けられていることは、偶然ではない。

研究

一、政府の貿易自由化計画批判

一、政府は二十四日貿易為替の自由計画の大綱を決めたが、すでに退陣と決まつた岸内閣が、國民經濟の今後を決定する極めて重要な政策を、十分な論議をつくすことなく決定したことばかりである。

二、とくに、貿易為替の自由化は、新安保条約と強いつながりをもつてゐる。その新安保条約調印の際に百数十品目の解除を図り、ひきつき今回の批准行為の直後に又無理矢理に自由化計画を決めたことは、同条約第二条にうたわれている日米經濟協力の要請に応えようとしたものであり、貿易為替の自由化が、アメリカ独占資本の強い圧力のもとに進められることを明らかにしている。

三、政府は昨年の参院選対策の一環として、い

わゆる「所得倍増計画」を宣云し、この計画にもとづいて目下新長期經濟計画を立案中であるといわれてゐる。したがつて、貿易為替の自由化計画を決めるに除しては、当然この長期計画との関係、とくに自由化がその計画のなかで經濟發展にどのような役割を果し、また産業構造をどう変えてゆくのかが明らかにされなければならない。長期計画策定以前に自由化計画を先行させることは本末転倒である。

四、貿易為替の自由化は、激しい国際競争の中での弱肉強食、優勝劣敗の自由主義競争原理が苛酷に作用する。西欧諸国のように完全雇用もしくはそれに近いところでは矛盾も少いが、一千万人に近い不完全就業状態にあ

るわが国では、そのシワ寄せは深刻である。経済二重構造の解消と最賃制の確立、家内労働法の制定をはじめ、労動対策の確立こそ急務でなければならない。

五、貿易為替の自由化に備へて政府は輸出入取引法の改正案を今国会に提出したが、今日審議未了の状態にある。しかし、政府は自由化計画の促進を理由に輸出振興、過当競争の排除を名目として、独禁法骨抜き策を行政指導をもつて強行することが予想される。外資導入策も外国資本に有利な指導が進められ、日本経済の買弁化と消費者へのシワ寄せは一段と強くならう。また、為替自由化についても金融政策、財政政策について具体的裏付けがない。

六、この大綱でとくに問題となるのは農林漁業部門の自由化計画である。大綱では一応「早期または近い将来」とか、「所要の時日をかけて」といった抽象的な言葉でゴマかしているが、これは総選挙を前にして、農漁民の反対を恐れたからにほかならない。「輸入量の漸増」計画の中で、実質的な自由化が進め

られようし、テン菜、甘蔗、デン粉、大豆、大麦、野菜加工、果実のジュース、かん詰等の大半の輸入品が自由化されると、むしろ日本の貿易の再開こそ先決である。自民党の内部には安保のつぎは日中貿易だと単純に割り切っている向きもあるが中国を敵視した新安保のファンショ的成立をはかりながら、中国貿易の再開を云々するのは驚くべき不定見といわねばならぬ。まして次期首はんを目指している自民党の「実力者」がすべて手のよれた者であることを考えると、彼等の手による日中貿易の再開は不可能に近い。

八、日本経済の体质改善は貿易為替の自由化が前提ではない。科学技術のめざましい革新のもとに生産力の拡大がみられつつある今日、日本経済に課せられた課題は経済の自由化ではなくて、計画化、共同化である。したがって党は、経済の民主化、社会化をこそ強く主張し、そのための長期経済計画の策定こそ先決であると考えている。

二 貿易自由化の及ぼす影響

(1) 鉱工業への影響

には、外国製品の流入による国内市場の混乱と国際競争力が問題とされる。

1 過当競争の問題

まず第一は、設備制限や操短が骨抜きになつて收拾のつかない過当競争がおこらないかという点である。紡績の歴史は操短の歴史ともいえるほど、慢性的に过剩設備を抱えている。最近の好況でようやく操短の緩和が行われるようになつたが、一朝市況が悪化すればまた操短を強化しなければならない運命を背負つている。

現在行つてゐる生産調整は、行政措置による勧告操短と、「繊維工業設備臨時規則措置法」による格納との二本建で、この違反者に対しては、原料割当の削減

（綿紡）

一般的にいって、AA制移行に伴う影響は相当大きい。

という強力な措置がある。

ところで A A 制になれば、この罰則がなくなり、操短はルーズになってしまふ。設備の格納では一二〇一五%の操短にすぎないから、いざというときに効果がない。そればかりか、経済単位に満たない中小紡績はいっせいに増設するかもしれない。また「措置法」に違反しても「三〇万錠以下の罰金」では野放しも当然である。今まで外割制のもとでヤミ増設やヤミ生産があとをたたなかつた。いわんや A A 制になつたらどうなるか、という不安がある。

2 輸出の問題

今まで日本は世界第一の綿製品輸出国で、これは戦後も逐年伸びている。大手筋企業の間では、製品の約五割前後が輸出で支えられているのが現状である。この輸出盛況の原因は、低コストと品質の優秀さにあることはむろんであるが、同時にこれに拍車かけたのは、一つに原綿リンク制であったからである。これは、輸出に務力した業者には、その輸出額に一定の率で、外貨を報償として割当てる制度である。一般に輸出価格は国内価格よりも安いから、このリンク制によつて補い、業者の輸出意慾をかきたてていたといえる。

ところが、A A 制になると、この原綿リンク制が削減する。したがつて業者の輸出意慾はそれだけ減退する。これは最

近のように国内で売れば十分もうかる好況時に、果して損をしてまで輸出を行うかどうか。A A 制は纖維産業を後退させるという見方も無視できない。

3 化織、合織との関係

紡績といつても、現在、綿糸だけを生産しているメーカーは殆どない。戦後、有力業者はいずれも化織、合織に手を出している。いわゆる多角經營を行つてゐる。

ところが、やつかいなことには、スフや合織紡機でも綿糸を紡げないことはない。現在、綿紡設備は九〇二万錠、特綿

紡を含めて一一四〇万錠があるが、これに對しそフ紡は二九五万錠、綿紡式合織紡は五三万錠もある。これらは、いままで行政措置や「措置法」による登録制でみだりに他纖維を生産することを抑えられていたが、もし A A 制になり生産の配分のバランスがくずれ、しかも罰則のないまま綿糸を紡ぐことになれば、そこに生ずる混乱は大体見当がつこう。化織、合織等の新興製品はまだ競争力も弱く、A A 制の移行によつて天然纖維からの圧迫も強くなるから、全部はともかく、相当部分が綿糸生産に転換する可能性も考えられ、その場合、綿業界も過剰生産にさらに拍車をかけるおそれがある。

4 大手と中小メーカーとの関係

自由化は、一時にせよ原料輸入の増加をもたらし、供給過剰で市況を下げる。しかも、生産調整にキメ手がなければ、自由化は必然的に、不況をまねき、優勝劣敗がはげとなる。

一方、中小メーカーも銀行の選別融資が強まり、信用力のないところは、商社にふりまわされるおそれがでてくる。ここからいや應なしに、弱体会社の倒産、整理、統合といった系列化再編成がおしすすめられ、場合によってはかなりの社会不安もでてきかねない。すでに大手紡績と中小機屋、商社と中小紡の二つの系列化が進行しているといわれる。

(二) 毛 織

原綿、原毛の輸入自由化策では、羊毛関係としては、先ず毛くず輸入を三五年四月から A A 制にすると発表された。すなわち原毛に先立つて毛くずが決つたわけである。この毛くずというのは、一インチ半以下の短纖維をいい、紡毛原料である。したがつて當面、影響をうけるのは紡毛業界である。また、原毛は豪州とアルゼンチン、その他から均等に買付けられ市場が偏重しないだけに、A A 制実施の時期は原綿より早くなるのではないかと推測される。

1 生産過剰

剩設備にもとづく過剰輸入と過剰生産である。現在、織糸、メリヤス糸、毛繩糸を合わせて毛設備は二四〇万錘あるが、原毛輸入当割制と設備制限により実動教は一二〇万錘ぐらいにすぎない。これによる毛糸月間生産量は約一二〇〇万封度である。それでもなお供給過剰の傾向になつてゐる程である。AA制になると、原毛割当削減によつて操短違反者を罰するという規制措置が効力を失うから、当然遊休設備が動きはじめるほか、設備の更新と運転回数の増加が予想される。極端な場合には二〇〇万錘もの設備が動きだすのだが、その結果は、当然、生産過剰となり、製品市況の不振をもたらす。また原毛輸入の面では、買付量がふえるので、原毛市況の高騰をまねき、高値の原料を買付ける結果となる。むろん羊毛のように騰落のはげしい商品の輸入には、メーカー、商社とも思惑輸入を極力避けるであろうから、極端な事態は起らないとしても、一時的な過剰輸入、過剰生産の時期がくることは予想される。

2 輸出の問題

羊毛工業は、元来、輸入産業ではなかつた。それが近年輸出産業としての地位が確立されたのは、紡績の場合に述べた輸出リンク制によるところが大きかった。しかしるに、貿易自由化されると、リンク制がなくなり、一時的に内地向けが増加し、輸出が減ることが考えられる。ただ原毛輸入の自由化により、安い原毛が買付けられるとすれば綿花と違つて、選択の自由は少ないが、あるいは生産過剰により製品価格の低落が起れば、一時的減少の後に再び盛り返すことも考えられる。

3 企業の統合

現在あるそ毛紡会社一五〇社（うち一五社は一万錘以下）、紡毛会社三五〇社（平均設備四台）が優勝劣敗の結果、有力紡績あるいは商社へ統合され、企業の系列化が進むであろう。

一流商社は世界の產毛国を相手に機動力を發揮して優位に立てる力があるが、関西の弱小羊毛商は企業統合とか、または一流商社があまり扱わないクズ毛など羊毛原料に重点を置くことを研究している。企業統合は弱小企業だけに止まらない。大同毛織、御幸毛織のように特殊織物の技術をもつメーカーを中心にして面での横の結び付きが強化されるでだらう。日本毛織、東亜紡織など売糸に重点を置くところは、販売組織の強化拡充といふ。またある場合には販売力をもつた商社がメーカーの上にたつことも予想される。

また、いままでは原毛割当の結果、割当錘数の増加に務力が向けられ、設備の精銳化に遅れもみられたが、劣悪機械の廃棄も進むことになろう。

(三) 化 織

一般的にいって化織の場合は、貿易自由化によって綿紡や毛紡のような直接の影響をうけない。だが一口に化織といつても、在来の人絹やスフのほか、アセテートや各種合織があり、販売面では綿や毛製品と競合するものが多く、合織のなかにはこれらというものも多い。また、原料面は綿紡や毛織と異なり、きわめて多方面にわたっている。そのため、自由化ではやはり大きな影響をうける部分もかなりある。

需要関係からみて、人絹、スフは操短をつづけているくらいであり、また合織も急速な増設途上にあるので、数量的に輸入を必要とするような事態は予想されない。

それに価格の上からみても、人絹やスフ綿は国際的に割安であり、アセテートや合織もまず国際水準にある。だがイタリアや両ドイツは人絹、スフ綿や合織を韓國やアメリカへかなり安売りしているからわが国へも売込まれるおそれがある。

またわが国では研究、試作の段階である超強力人絹やナイロン六六、トリニアセチートアクリル系長纖維などが入つてくる可能性がある。

一方、綿紡はすでに操短が大幅に緩和され、毛紡もその方向にある。原綿原毛の輸入が自由化されれば、絹・毛の増産は必ずあり、これら天然繊維との競合関係が生ずるであろう。中小紡績は資金面で制約されて、さまで増産はされないだろうという見方もあるが、それでも、自由化により輸出割当がなくなれば、綿・毛の輸出意慾は減退し、国内市場への倒壊によるコスト低下などで、綿や毛製品はぐっと価格競争力を加えることとなる。かくてスフやビニロンは綿の、テトロンやアクリルは毛の圧迫が加わることとなるであろう。

コスト引下げには困難が多い。人絹、スフにとつては、原料パルプも自由化によつて割安な輸入品を使いたいが、パルプ業界の立場や今後の安定性を考れば、簡単に輸入に切替えることもできない。また苛性ソーダや原塩が自由化されなければ大幅なコスト引下げは望めない。またナイロン原料のベンゾールや石炭酸も著しく割高であるが、その世界的需給は窮屈とみられており、テトロンについてもエチレンギリコールなどの割高が問題になつてゐる。

二、機械

機械輸入に対する自由化の初步的措置は、昭和三四年一〇月一七日と同年一一月一日の二回に亘つて発表された。そのうち第一回の措置は、通産当局が指定もしくは認定した品目について、機械類外貨予算（三四年度下期は一億九〇六〇万ドル）の範囲内で原則として無審査で自動的に外貨割当を行ふ仕組みである。第二の輸入制限措置の大枠緩和では、機械類の自由化はごく一部に過ぎないが、その大要次の量り

(1) 一般機械、事務用機械、医療用機械など
の四八品目を指定して無制限外貨割当制度
を実施する。

(2) 消費財についても差当り三四品目を三六年一月から無制限割当制とする。このうちトランジスター・ラジオ、家庭用電気機具など一〇品目の耐久消費財を含める。

(3) 自動車、時計などについて今期（三四年度下期）の外貨割当額を増加する。

(4) 在日外国商社などが無為替で輸入する自動車の持込みおよび処分の制限を緩和する。

機械の輸入制度は、戦後(1)一般機械品目

(2)別表1 (3)別表2の三つの基本分類で、すべて外貨割当方式（F.A制）により行われてきた。（別表1は、主として外国との貿易協定にもとづく輸入品目および金額を決められているもので、乗用自動車や家庭用電気器具など二四種類である。この品目に対してもは毎朝外貨予算編成のさい、品目別の予算が発表され、主として均等割を多少加味した実績割当方式がとられている。別表2とは医療機械

関係などで、国産品とも競合しない特殊用途の機械器具二一品目をとくに指定している。そこで前記の二つの輸入方式の変更が行われたので、これを加えた機械類の新輸入制度は(1)無制限割当制度 (2)自動割当制度 (3)制限割当制度の三段階に分れる。この方式は今後も当分続く基本方針で、国際競争力のついたものから逐次前的方式に移行させて輸入制限を緩和するというのが通産省の考え方である。

機械産業の貿易自由化は、一举に進められないことは勿論であつて、国内における技術水準、国際競争などの精密な調査そとれぞれの自由化対応策の確立をまつて徐々に前進させようとしている。ともかく当面は明年度上期外貨予算の編成期までに無制限および自動割当制品目についてかなりの程度まで拡大できるよう業界と協力して基礎調査を進めるとともに、こうした新制度の活用について機械類外貨割当制度の実質的自由化と審査事務の簡素化を図つて、海外からの非難にも対抗しようとならつてゐるわけである。

(一) 工作機械

工作機械は、通産省は当初国際競争力の最も乏しい部門として、自由化的対象から除外し、自動割当制の認定品目として申請が出てきた場合でも認めない方針であったが、最近自由化のテンポが全般的に早まっていることと、多種多様な工作機械のうちには自由化してもさしつかえないと思われる特定の機種があることなどの理由から、

再検討する方向にかわってきた。このため機種別に国際競争力の程度、国産化の進み工合、自由化した場合の輸入の見通し、国内メーカーへの影響などを詳細に調査し、あまり支障のないものは明年度上期から徐々に自動割当制へ移行させたいと考えである。

この場合、国際競争力がすでに十分であるものと、わが国で全く国産化されていないものが自由化の第一陣として選ばれるようで、ボール盤、旋盤などのうち汎用性の高い小型機械がそれに該当すると考えられている。また国産化されていないものでは、将来の制策的考慮との関連で問題は多いようだ。

(二) 電気機械

最近の急激な需要増加がすでに国際競争力もついている家庭用電気器具が一番先に輸入制限なしし禁止のワクをとられた。トランジスター・ラジオ、電気洗濯機、扇風機、電気アイロンが昨年十月から無制限割当となり、テレビ受信機が本年一月から地域差別が撤廃された。しかし重電気部門と電子機器の場合はまだ問題が残されていいる。重電機部門は発電機、変圧器、電動機の右業種とも大容量の大型のものが国産化されるようになり、技術水準も外国に劣らないようだが、原材料の面で多少コスト高であり、この点原材料の自由化が先決といわれる。また電子機器については、現在国産技術育成の立場から輸入を極力差控えているような状況なので、完全な自由化は数年無理であろう。しかしあづれにしても電気機械部門は機械輸入自由化の最も明るい面で、他部門に比較して最も早く自由化できるものと考えられる。

(三) 自動車

自動車部門で問題なのは乗用車である。わが国の国産乗用車は中・小型を中心にして二、三年すばらしく国内需要が伸びていいが、外車にくらべると価格や技術面での較差は大きく、このため外車の輸入自由化は業界にとって全くの死活問題で、政府も漸進的な制限緩和の方向をとるようだ。

三、鉄 鋼

鉄鋼関係の主要輸入原料の輸入方式の現状は、鉄鉱石が全地域AA制、原料炭は全地域FA制、銑鉄と鉄くずはドル地域のみFA制でその他地域はAA制になっている。したがって鉄鉱石は今後の貿易自由化とは一応関係なく、原料炭の自由化も相当先きのこととみられるので、当面問題となるのは鉄くずと銑鉄の自由化である。(通産省の発表によると米国からの鉄くず輸入を三五年四月から銑鉄を十月から自由化すると発表した。)

(一) 鉄くず

わが国の鉄くず総供給量は、三四年度計画によると、一三三二八万トンで、その内訳は国内が九〇二万トン、輸入が四二六万トンとなっている。国内くずは数量は多いが発生量はほぼ四〇〇～五〇〇万トンの線で一定しているので、輸入鉄くずに対する依存度はかなり高い。輸入鉄くずの約七割がアメリカくずであり、今後も輸入におけるアメリカ依存は続くであろう。このように重要な役割を果しているアメリカくずのFA制がAA制に移行した場合に心配されることは、次の三つである。第一は鉄くずの輸入をめぐる商社の過当競争を引起し、価格をつり上げる危険が大きいこと、第二はアウェイサイダーの活躍を許し、カルテルが弱体化し、ひいては鉄鋼の需給調整にもヒビが入る可能性があること、第三は対米買付けの混乱から、アメリカの対日輸出制限を誘発するおそれ、である。

銑鉄のドル地域からの輸入自由化は鉄く
ずに比較した場合、そう大して深刻な問題
はない。銑鉄は戦後は自給中心で、輸入に
依存する度合は小さい。それでも神武景氣
の三一年には三一万トン、三二年には九五
万トンと大量に輸入されたし、最近では三
四年に入ってから一月までに八三万トン
以上の輸入成約をみた（うち三四年度内着
見込みは四六万トン）。この輸入先はイン
ド、南アフリカ、ソ連、スペインなどで、
いずれもAA輸入である。このように需給
が逼迫してくると、かなりの輸入が行われ
るがインド・南アフリカなどからの輸入価
格はCIFトン当たり二万円弱で、国内製鋼
用銑の建値二万六千五百円にくらべるとか
なり安い。しかしこれらの地域からの輸入
は安定しておらず、現在製鋼、圧延設備に
くらべて製銑設備が大きいので輸出余力が
あるが、将来製鋼設備の建設が進むにした
がってそろはいかなくなるだろう。

一方、アメリカは生産力が大きいから百
万トンや二百万トンを日本へ輸出すること
は大した問題ではないだろう。神武景気時
代の輸入は納期の関係もあってアメリカか
らが大部分だった。しかしアメリカ銑はか
なり高くつく。昨年十月末における米国の
製銑用銑はトン当たり六七・一七ドルだが、
これを輸入すれば一五ドル見当の運賃と一
〇%の輸入関税が加算されるので、国産の
七三・六一ドルよりはるかに高いものにな
る。しかしながらアメリカ銑の輸入が自由
化されると、将来安値でわが国に大量輸入
されることがないとはいえない。

鉄鋼業界は三四年度から銑鉄不足に見舞
われ、それ以後かなりの製銑用銑を輸入し
ている。銑鉄の輸入については鉄くずと同
様、鉄源としての立場から鉄くずカルテル
を窓口としている。これによつて国内外の
販銑より安い輸入銑は鋼塊ベースにおいて
需給調整を行つてゐるが、完全にAA化さ
れた場合、原則的にはこれによつて調整で
きなくなるため、大量に安い銑鉄が輸入さ
れる可能性が出てくる。

業界内部には、現在の銑鉄輸入はFA地

域がアメリカだけに限られていることか
ら、AA化されても大した影響がないと見
る向きもあるが、一方では、(1)安い銑鉄の
大量輸入が行なわれると、国内の高炉メー
カーが圧迫され、通産省の高炉重点主義が
くずれる。(2)銑鋼の公開販売品種の生産調
整が不可能になるので、平炉、電気炉など
の設備増強を刺激し公販制度を中心とした
銑鋼需給価格の維持が困難になるなどのこ
とが憂慮されている。そこで、鉄くずに單
独立法措置による一手買取り機関ができる
ような場合には、銑鉄も同じ鐵源としての
立場から、これに加えられるべきだといふ
意見が強い。

(三) 原料炭

銑鉄の自由化に関連して、それと表裏一
体の関連をもつのは原料炭である。わが國
の銑鉄コストは国内炭が割高な点で不利に
なつてゐる。鉄鋼業界のメリット計算によ
ると、国内炭と輸入炭との値差は炉前で国
内炭の方がトン当たり二、五〇〇円も高くつ
いている。こんなわけで鉄鋼業界は銑鉄の
全地域AA化にはまず原料炭の輸入を自由
にして、安い原料炭をもつと多く使えるよ
うにすべきである。安い銑鉄の輸入だけを
野放しにしておいて銑鉄メーカーに高い国
内炭をムリに押しつけるのは、片手落ちな
やり方だという強い反対論が出てゐる。

(四) 鋼 材

鋼材輸入の自由化については、すでにわ
が国鉄鋼業は輸入鋼材の入着価格を十分に
太刀打ちできるところまできているので、
直ちにでも実施できる。ただ問題は海外か
らのダンピングだが、これには関税引上げ
で対処できる。しかし激しい国際競争の中
で輸出産業としてもっと伸びて行くために
は、設備の合理化とコスト引下げが鉄鋼業
界の最大の課題である。

四、化学工業

化学工業といつてもその品種は複雑である
が、総じて化学工業は、技術・価格の対外競
争力の点でたち遅れており、輸入自由化の前
途は樂觀できない。政府としては、多種にわ
たる化学工業について、国産できないもの、

国際競争力のあるもの、従来輸入需要のほとんどないものについては、AA制移行をできるだけ早くするよう準備をしていると伝えられる。また国産品と競合するものについては、国内産業の合理化施策の樹立、関税政策あるいは財政補助政策による保護の可能性とその限界を検討して、由自化の時期を早く樹立する考えのようである。化学工業における貿易自由化の影響は、直接的よりも関連製品や基礎原料からの間接的な面が強いとされている。それは、石油・石炭・塩などの基礎原料と最終製品との間の中間製品の生産を受けもつ化学工業としては、上下との結びつきが強いため、またとり扱いに特殊性を要求されることなどのためである。いずれにせよ、日本本の化学工業は世界の先進諸国に比してたち遅れは否定できず、一〇〇%の自由化はまだ無理な段階にある。

(+) 合成石炭酸

合成石炭酸の生産は、現在、月約二、五〇〇トンで、生産量の大部分をナイロン原料として供給し、残りは合成樹脂その他の原料に供給している。これは、ナイロンの好調で需要も増加しているが、輸入(FA制、関税率20%)はめったに行わず、ほとんどが国内自給である。だが合成石炭酸の国際比価をみると、キロ当り各国内価格がアメリカ六六円、イギリス一五五~一六九円、西ドイツ一四一円に対し、日本は二〇〇円前後といちじるしく割高である。このため需要者側からは、ここ数年来ことあるごとにAA制移行が呼ばれてきた。それだけに石炭酸のAA制移行が必至とみられる一方、国際競争力に弱いこの部門の打撃も少なくない。

ちなみに純ベンゾール(FA制・関税率5%)の価格は、日本のキロ当り六三円に対し、米国は半値の三〇円、関税を入れてもはるかに割安である。通産省でも五九年一〇月から、AA制にして粗ベンゾールについて、純ベンゾールのAA化も検討している。

(-) 苛性ソーダと原料塩

○%の輸入関税で保護される一方、一〇〇%輸入に依存する原料塩の外貨割当が、製品需給の調整に利用されている。このような温室育ちのソーダ業界にとって、貿易自由化の風当たりはかなりのきびしさが予想される。

現状のまま工業塩輸入をAA制に移せば、トン当たり三、〇〇〇円余りの塩の買付価格が五〇〇~六〇〇円低下、苛性ソーダにしてトン当たり、一、〇〇〇円程度の引下げが見込まれる半面、設備・生産・販売面での競争が起きることは必至であろう。

(三) 加里、牛脂、塗料など

以上のほか貿易自由化で原料輸入が問題になるものには、加里肥料に使われる加里、石けん原料の牛脂などがある。加里のAA制移行については農林省、全購連が反対しており、牛脂ではAA制賛成の大メーカーと、これに反対する中小メーカーが対立している。大メーカーは競争力も強いうえ、合成洗剤への進出で牛脂系の比重が低下しているからで、AA制の実施はこの企業優劣の格差をいよいよ拡大させることになろう。化学製品では、塗料輸入が従来申請の半額程度しか認められていないかったのが六〇年一月から申請通り認可されたことがなったが対外競争力の点で今後のAA制移行が問題とされている。また、五九年十一月からAA制に移行した無水フタル酸は対外競争力は強いが、原料ナフタリンの輸入(AA制、関税率5%)が増加しているうえ、各国の輸出余力が少ないのに、原料確保の面で前途に不安が残る。

五、石 油

わが国の石油消費の九八%は輸入に依存している。しかも少量の高級潤滑油をのぞいて、外貨割当制が採用されている。それだけに、輸入の自由化の問題は石油業界にとって大きな関心事である。業界の内部に意見の対立があり、外資の入っている大会社はだいたい賛成であり、民族資本系会社は批判的あるいは反対の傾向にある。業界内の対立は別としても、あまり真剣になつていないので早期実現は困難

難でないかという見通しがあるからである。その阻害要因というのは、(1)石炭産業保護 (2)国産石油・海外油田開発の保護などがあげられる。

ところで自由化された場合どうなるか。まず第一は、石油事業(精製)の対外競争力、だが、国際的大石油資本がわが国主要石油会社に投資あるいは提携していて、消費地精製主義をとっているので、その圧迫はないと思われる。純経済的にみても、石油は国際商品だし中東油田に近い運賃上のプラスもあり、外国製品輸入に圧迫される市況混乱は一時的過渡的以外にはないだろう。ただ割高の重油価格が下がり割安のガソリン価格が上がるくらいだろう。重油以外に自由化で製品輸入のふえるものはないと思われる。

ただ業界内部の変化は起ころう。一般的な優勝劣敗は別として、外貨割当制に便乗して伸びることができなくなる。外資提携会社が原油の供給先の選択の自由を有しないのにたまし、割安の原油を輸入したり一部製品を輸出したりして外貨割当実績をふやして伸びてきた民族資本系会社は、その手が使えない。反対に、外資提携会社が国際石油資本の豊富な資金力を背景に、設備投資や販売面で強力な巻返しに出ることも考えられる。

なお、国内販売業者は大半が中小企業なので自由化後の販売秩序維持になんらかの対策を要求する。また中小潤滑油製造業者保護も考慮する必要がある。

六、非鉄金属(銅、鉛、亜鉛、ニッケル、アルミニウム)

非鉄金属における国内資源の面からみて、日本ほどバラエティに豊んだ国もないといわれるが、それが現在では、一様に低品位、小規模であるところに問題がある。需要家は安い地金を要求するし、一方、国内資源の保護育成の面から安い海外の地金輸入には、鉱山、製練業界は反対している。世界的な貿易自由化の風潮にたいして弱体化しつつある国内資源、海外鉱石依存度が高くなりつつある最近の傾向、各品目ごとの事情のちがいなどから非鉄業界の表情は複雑である。

わが国においては、国内資源でまかなえる

鉱石はごく一部にかぎられ、多くは海外に依存している。したがって原料鉱石はAA制(自動承認制)製品である地金はFA制(割当制)ということがよいと考えられるが、地金でも輸入が慢性化してくるもので、海外品との価格差の少ないものには将来AA制がとられる傾向がでてこよう。いずれにせよ、貿易自由化が国内鉱山に与える打撃は、大手にしろ中小型にしろかわりはないだろう。ただ、その企業規模にしたがった経営のデパート化によるリスク分散がとれるかどうかに問題があり、中小鉱山問題が大きく浮びあがつくるだろう。

(1) 銅

一九六〇年一月からAA制輸入になる銅合金くずについてはあまり問題がないよう問題はむしろ銅くずおよび銅地金にある。

現在、銅鉱石はAA制であり、最近はこれによる海外鉱石依存度が高まり、国内鉱の四に対し海外鉱は六の割合である。能率が悪くコスト高の国内鉱によるよりも海外鉱がいいので、産銅会社はこぞって海外鉱の入手に八方手をつくしている。しかし供給先にもかぎりがあり、主要供給国である南ローデンシリアやチリなどは鉱石を売るよりも、現地で粗銅にして輸出したがる傾向がでてきたといわれ、こうしたことから精錬設備だけを増強してもそれに見合う銅鉱石の輸入が確保されなければ当然設備過剰が問題になる。需要家側にとつても国内鉱山に高い開発費をかけてできた地金よりも、安い海外の地金を買った方が好ましいのは当然である。こうして、海外鉱石の依存は高くなるが、海外鉱石の輸入急増は今後その期待できないこと、鉱石面で設備が制限されれば不足分は輸入しなければならず、国内製産で国内全需要をまかなえないならばということで、地金AA化の声は高まろう。

それでAA制になつたら、日本の銅業界はどうなるだろうか。第一には、過去の例からみてやはり思惑的買付けが増大し、多数商社の買付け過当競争で、数量、価

格両面から国内市況に大きな混乱をおこし、このため国内鉱山、製練所の操業に悪影響が出てくるだろう。第二には、安い海外地金にたちうちでききず、国内鉱山、とくに中小の壳鉱専門鉱山はつぶれてしまうだろう。

(二) 鉛

鉛地金生産のうち国内鉱石によるものは昭和一七・八ごろには約四割であったが、現在は逆に国内鉱石六、海外鉱石(AA制)四の割合になっている。しかしやはり鉱床の劣勢のため、多少のコスト高は避けられないようである。また輸入鉱石は海外の鉛地金価格に比較して割高であり、海外鉱石による国内仕上がり価格は輸入地金より高くなってしまうが、製練部内の合理化で何とか価格差をなくすように努力されている。しかし鉛は、AA制による鉱石使用で操業度の増加、製練設備の増大というところから国内向け供給は完全に自足しており今後も地金輸入の必要はないものとみられる。

しかし鉛地金がAA化されれば、輸入鉱

石による国内仕上がり価格が海外地金よりも高くなるので、輸入鉱石による製練はできなくなり、したがって国内製練設備の操業度が下るため、採算のとれていた国内鉱山は少数の優良なもの除いては出鉱を止めなくてはならなくなろう。

(三) 亜鉛

亜鉛は鉱石、地金とも現在F.A制である。まず鉱石であるが、何といつても地金生産に対する国内鉱石の比率が高いので、銅・鉛の鉱石はAA制だが亜鉛鉱石だけはそうではない。わが国の亜鉛資源は世界的にも有望とされ、各社が積極的に開発した鉱石を、近代化された製練方法で処理してゆけば國際水準のみの価格で出荷される可能性があり、現に価格は下がりつつある。また好都合なことに、三四年春ニユーヨークで開かれた國際鉛・亜鉛會議で、両金属の不況対策が検討された結果、生産・出荷制限をすることになり、とくに亜鉛の場合

制限を自衛上とっている。
このため世界の亜鉛価格は上がり、一方、わが国は合理化によるコストダウンによう価格は下がる一方で、現在はほとんど海外と変わらないまでになってしまっている。ようやくこれまでにこぎつけた亜鉛業界としてみれば、いま鉱石をAA化されることはまでの務力がむだになり、とくに海外市況が下がることになれば国内鉱山のなかにはついていけないものがでるのは必至とみられる。その場合、やはり打撃を受けるのは中小鉱山であろう。

一方、地金についても現状では海外との価格差はあまりないが、AA化されれば世界的に潜在的な余剰地金が大量にしかも安く流入する可能性があり、国内の亜鉛地金需給はバランスを失い供給過剰となる。当然国内地金価格は下落し、現在円滑にいっている国内の買鉱状況にも影響して、大手・系列外の中核鉱山は大巾に壳鉱価格引き下げに追いやられ、その存立が危うくなるとみられている。

(四) ニッケル

地金、鉱石ともF.A制であるが、鉱石は全面的に海外に依存している。鉱石輸入については過去において買付過当競争がはげしく、このため三四年夏に輸入カルテルを結成している。AA化された場合、現在の業界が一番心配しているのは新規業者の出現である。一応高水準の操業度を保ち、需給も均衡している現状にたどりついた業界としては、さらに一步進めて強固な企業基盤の上にたって需給・価格の長期安定をはかりたいところである。AA化されることが不可能となり、またまた過当競争が再現してくるし、業界の系列も乱れるとして反対している。

地金については、海外品が国産の約半値であるところから、AA化されると需要業界はほとんど全量を輸入品に依存するので、国内産業界は存立できなくなる。

(五) アルミニウム

原料鉱石であるボーキサイドはAA制であるが、地金はF.A制である。最近のアル

ミ需要の伸びは目ざましく、将来もますます増加するものとみられるが、原料鉱石、電力の面で国産にも限度があり、いずれは地金輸入の慢性化は避けられないだろう。しかし当分は一応国産でまかなえる見込で、三四年度から三五年度上期にかけては需要の異常な伸びのため相当量の輸入が必要となつたが、三五年下期からは各社の増額分も出そし、需要増が正常であれば国内生産で十分まかなえると業界ではみている。とにかく現在 A.A. 化されれば、これまでの、また計画中の多額の設備投資に悪影響を与えることは事実である。

七、雑貨

いうまでもなく雑貨業界は中小企業が大部分であるが、この部門だけは輸入自由化の与える影響を脅威として受取っていない。むしろ通産省では、輸入自由化による利益の方が大きいとみている。雑貨取り引きはアイデアを売る商品であるから、自由化によって海外諸国の高級雑貨が流入し、これに刺戟された

雑貨業界は新しいアイデアの商品を生みだすこととなる。同時に品質も向上し、こうして海外の流行と結した優秀な雑貨が生まれることとなれば、雑貨の前途は洋々たるものがあるとかんがえられているが、ここで低賃金問題が一層深刻化しよう。

一月から、輸入申請があれば無制限に外貨が割り当てられることとなる雑貨は、手縫針、ステンレス製洋食器、樂器、かき類、造花、ヘアーネット、ピン、ブラシなど身回り品、運動具、玩具、ペン、ペン軸など事務用品、パイプ、ライターなど喫煙具、ガラス製家具、備品などであり、また万年筆は一定の枠の下で輸入を認める方針で目下輸入時期、輸入方法の検討が進められている。無制限割り当てに移される品目は、どれも無類の競争力をもつ商品で、その競争力のために海外市場に問題を投げかけたものが多い。したがってガット三五条援用、対日商品ボイコット運動が強まることも心配される。

原皮を海外の輸入にしたる皮革業界は、生産体制が前近代的である点で雑貨業界随一

で、通産当局の推定では、わが国の革靴のうち機械生産されているのは三割に満たないだろとされている。安い原料の海外の機械靴が輸入されると、国内製靴業界はひとたまりもない。

(一) 軽金属板製品

中小企業による生産は全体の約六〇%、総生産に占める輸出の割合は約三%にすぎないが、しかし輸出は増加傾向をたどっている。生産の主力はナベ、カマ類で、高級、低級の区別がなく、一般になじみの多い品目だけに輸入自由化による影響は皆無であろう。

(二) がん具

中小企業による生産は一〇〇%で、金属洋食器に次いで輸出依存度が高い。輸出は好調で、プラスチックがん具の伸びがめざましい。一九六〇年一月からがん具輸入は自由化されるが、電動品は対象となっていないので、差し当つては影響はないと思われる。

(三) 漆器

一〇〇%中小企業製品で、うるしの枯渴、プラスチックなど代替製品の進出などの悪条件に耐え、持ち味を生かした工芸品としての基礎が固い。特産品のホーリーとして輸出も好調であり、自由化の影響は同じくないものとおもわれる。

(四) 金属洋食器

これもすべて中小企業製品で、一月から輸入が自由化されるがビクともしない。海外、国内市場とも需要増大が見込まれ、活況を持続している。

(五) 万年筆

中小企業製品は約七〇%で、業界の特色は大メーカーが国内市場重点。中小企業が輸出中心主義をとっている。やがて輸入の対象となるのは高級品だが、これと競合するのは大企業で、一方大企業は製品、価格面で相当の自信をもっている。

八、造船、海運

運輸省では二月三日の省議で、貿易為替の自由化の運輸関係事業におよぼす影響について検討した。その結果、つぎのような結論に

達した。第一は、自由化の影響が一番懸念されることは国際競争力のまだ弱い海運業の面

で、したがって運賃および用船料の自由化は達している。

段階的に実施する必要がある。第二には、造船関係連工業の一部（大型ディーゼル機関、タービン機関、ボイラ、週給機、高速内燃機、プロペラ、ポンプなど）輸入の自由化は段階を要するが、造船、鉄道車両、航空機はむしろ早急実施が望ましい。第三には、觀光、海運、航空事業面の為替の自由化は望ましい。以上のような結論にもとづいて、運賃および用船料の自由化に当たっては、その前提として海運企業の国際競争力の強化と合理化を推進することが必要である。とくに石炭専用船建造の例にもみられるように、国内造船と輸出造船との間に大きなハンデキャップがあるので、このミゾを埋めるためには当面海運利子補給制度の拡充など、本格的な海運助成策の展開を要するという意見が支配的であつた。

(一) 造船

日本造船関連工業会は、輸入自由化の影響について参加一七二社からアンケートを求めていたが、このほどまとまつたので二月十七日明らかにした。それによると、輸入の自由化は原材料の廉価購入ができるなど良い影響もあるが、自由化が進めば性能、価格面で優れた外国品の輸入がふえ弱少メーカーが圧迫を受けるケースが多くなろうという意見が多い。

(二) 海運

海運界への影響については外国用船の問題、とくに鉄鋼会社が金利負担の少ない外国船主に大型石炭専用船を建造させる計画がすでに具体化しつつあることなどが目先の問題として生じてくるが、このほか自由化によって他の産業界が外国との対抗上、過当競争の防止とカルテルの強化に力を入れてくることが予想されている。

こうした各産業界の外国メーカーに対抗した過当競争の防止、カルテルの強化が進んでくると価格が低く抑えられるので、その結果として原材料、製品の輸出入の運賃で相当シワ寄せされることになるものと見

九、その他の紙・パルプ

洋紙も自由化されると、新聞用紙、クラフト紙、板紙などが影響を受けそうだ、とにかく我が国の原木価格が国際格より五割も高いのだから、木材を原料とするかぎり輸入品との競争は苦しく、コストの引下げにも限度がある。

(三) 製糖

現在、輸入糖は消費量の約九〇%を占めているが、政府は一九五九年初めに国内甘味資源の自給力強化総合対策一〇年計画をうちだし、一〇年後には国産糖を半々にする方針をたてた。この国産糖の大半はてん菜糖であり、てん菜糖の保護には寒冷地農業の育成も含まれているわけであるが、保護育成策がなくては国産てん菜糖は輸入糖にたちうちできない。

今までてん菜糖を食管が買上げることによつて保護してきたが、一九五九年からは輸入糖の関税を大巾に引上げることによつて、てん菜糖の競争力をつけ、自由販売の方向に進んだ。

しかし、ここで外貨割当制を廃し、AA制に移行すると、精糖界の大混乱は必至とみられる。自由に原糖が輸入できるとなれば、いきおい輸入量の増大をまねくことは明らかで、供給過剰による市況混乱はさけられないだろう。かつて外貨予算のワクを広げただけで、糖価が惨落した経験がある。輸入自由化に至らなくても、輸入量の増大だけで、糖価の下落は必至となる。こ

のよう国内農業保護、国産糖育成方針から、砂糖輸入の自由化は当分実現は困難とみられている。

(三) 製油

大豆のAA制移行は国内産業保護の関連で問題が多いが、大勢は食管瞬間タッチ方式（商社が安く輸入した大豆を一度政府が買上げ、これを高い国内払下げ価格で業者に売渡す方法）で六〇年下期には実現するのではないかとみられる。大豆輸入がAA制に移行すれば、輸入量が増大することは必至である。食用油の需要はふえており、今後とも年々増加をたどるとしても、輸入量増大がそのまま製油メーカーを潤すとみることはできない。販売競争が激しくなり、それだけ資力のある大手と中小メーカーの優劣差はさらにはつきりでてくるだろう。

また、製油業者の採算上、無視できないのが副産物の大豆粕である。大豆油の需要が伸びても、大豆粕の処理が問題となつてくる。メーカーとしても、油を高く粕を安くという価格体系を現状の巾以上にすることはかなり問題である。

メーカーとしては食品用への新規用途の開拓が問題であり、大豆粕の新需要を軌道にのせることが、AA制実施後の製油業界の大きな課題となる。なんといっても、製品原価中に原料代の占める割合の高い製油業だけに、競争激化で中小業者が一段と窮地に追い込まれることはさけられないといつない。

(四) 製薬

輸入の自由化にともない製薬品業界においては、ペニシリンが一応問題となつていいが、その他の新薬は、技術提携で国産化されており、輸出に進出しているものもあり、全般的にみれば、さきほど問題視されていない。

ペニシリンにおいては、六割もの操短をつづけて、ようやく需給バランスが維持されている状態である。しかも、アメリカは格段に安い価格で台湾やインドネシアへ輸出している例があるので、この調子で売り

込まれるとわが国の業界は根本的にくつがえされるおそれがあるといわれている。

サルファ剤やホルモン剤、抗生物質など

で、輸入を要するようなものは、大部分が技術提携や共同出資金社の設立によって国産化されており、輸入は年間四〇億円位で年間生産額の三%強にすぎない。

それにペニシリンはまずは例外で一般に国際価格はほぼ平準化されしており、積極的に安値で質込まれる心配は少ないようである。また、わが国の有力製薬業者は、伝統的な問屋的性格をすでに脱し、メーカーとしての態勢を確立しているから、製品の輸入にとびつくことないとおもわれる。

それにしても、ビールスやガンその他医薬品としてまだ残された大分野の開拓をはじめ、在来のものについても一段の研究や、生産、流通各部面の合理化を図ることがますます必要となろう。

(2) 農業、林業、水産業への影響

一、経過

昨年のガット東京総会で、とくにジロン米国務次官、カーンズ米商務次官補の強い要請で、政府は、十二月二十二日の閣議で、自由化の時期をはやめ、ことに対米輸入制限品目の自由化に重点をおいた。その中には大豆、牛皮、牛脂、ラードを本年九月までに自由化することが含まれている。

昭和三十五年一月二十五日からジニーネーで開かれていたガットの貿易拡大第二委員会では、日本および先進国の農業政策が審査されている。日本代表は

- (1) 農業従事者は千五百万人（就業人口の三四%）で過剰人口から解放されていない。
- (2) 耕地は狭く零細經營である。
- (3) 農業生産性は外国より非常に低く、農作物自由化はとうてい耐え難い打撃をうける。
- (4) 農民生活の安定は社会問題としても重大である。

貿易自由化の農業にたいする利害は

1 日本農業にたいする外国農産物の圧迫および日本農産物輸出の拡大

2 輸入農業に資材の自由化影響

3 日本経済の構造変化の農業に及ぼす影響の三つに分けて考えられる。

二、日本農業にたいする外国農産物の圧迫および日本農産物の輸出拡大

A 農産物輸入について

1 大豆

現在の段階で、もつとも問題になつてゐるのは大豆である。大豆輸入の方式は、昭和二十八年四月一日から外貨割当制に移行して今日にいたつてある。現在、大豆供給量のうち、二〇万トンは国内產一〇〇万トンが輸入大豆（うちアメリカ大豆が大部分）である。三十四年十二月現在で、六〇キロ当り、国内生産者価格は三、二〇〇円（三、二五〇円で、輸入価格は六〇キロ CIF 二、〇七三円／二、一三八円である。政府では、自由化と同時に、国内大豆生産者保護のため、いわゆる「瞬間タッチ方式」を考案している。「瞬間タッチ方式」とは、自由に輸入される大豆を、税関通過のさい、一度政府が全量買付けたうえ、一定（輸入大豆価格の一〇%または一二、六%等多少変更がある）の調整金を賦課して、業者に売りもどす。その調整金は国产大豆の価格支持財源にする。その金額は三、一億一四〇億と考えられている。これによつて国内產一〇万トンに限り、過去三カ年の大豆の国内生産者価格の平均価格三、二〇〇円と国内市场価格の差額を農民に保証しようといふものである。生産者の自主調整がうまくゆかず二〇万トンを超える場合は、超過した分について、市場価格と農産物価格安定法の支持価格三、〇五〇円との差額を保証する。

アメリカのCCCの大豆支持価格の値下げ傾向をみると、輸入価格も下り、国内生産者は、外貨割当制のときよりも若干打撃をうける可能性もある。国内では、生産地である北海道、関東、南九州

地方の農民に影響が深い。

2 砂糖

昭和三年の砂糖需要量は一五六万トンで、国民一人当たり年間消費量一三・八キロである。戦前の最高消費量は、昭和十四年の一五・九キロであるから、まだ若干消費はのびるであろう。需要量の九〇%以上は輸入によつている。

昭和二八年、「てん菜生産振興臨時措置法」が成立し、昭和三年には一、二万トンの生産をあげるにいたつた。国内產目標を四〇万トンとし、北海道三〇万トン（七・八万町歩）、内地一〇万トン（東北地方の寒地てん菜糖二一萬トン、西南暖地てん菜糖八万トン）を見込んでいる。それは、北海道拓殖計画にもられたてん菜糖業奨励による農業經營の質的改善と同時に、国内産糖の確保による甘味資源の自給度の向上を目的とするものであった。北海道では、三二一年以来、芝浦精糖、北海道經濟農協連、台糖、日本てん菜糖の各社の工場が建設され、操業開始の体制にはいっている。この計画を遂行するには、酸性土壤、火山灰土壤の改良、土地改良（排水、客土）を行う必要があり、一三〇億円の財政投資を必要とする。砂糖の国際比較を行ふと、昭和三年、てん菜糖政府買入価格六〇キロ、製造業者附属倉庫渡しで四、九二九円、それに対し、輸入粗糖 CIF 価格に精糖までの費用を加えた価格は二、九一六円で大差がある。従つて國內てん菜糖を育成するためには、関税だけで対抗できないので、次の措置をとつてゐる。輸入粗糖の関税をキロ当り四五〇銭（精製糖斤当り二六円三一銭）精糖の消費税をキロ当り二一円（同上二円六〇銭）として国内糖価斤当り七三円の価格水準をつくり出している。この価格で、てん菜糖業は自立し得ると想定されている。ニューヨークの砂糖取引相場は、キューバ粗糖によって支配されてゐるが、カストロ政府樹立以後、國際砂糖相場は下落傾向にあるので、右の七三

円を下廻ることも出てくる。将来は運賃の安い台湾、インドネシア、フィリッピン、オーストラリア等からも輸入がふえるであろう。

自由化によつて、輸入糖が若干でも増量し、価格がさがるならば、関税、消費税等による保護政策をとらぬ限り、育成中のてん菜糖工業およびてん菜栽培農家の打撃は大きい。

砂糖の自由化は、新興のてん菜糖業に影響を与えるにとどまらず、大きな問題

である甘しよ、馬鈴しよの生産農民に打撃を与えるであろう。いも類の過剰生産を処理する方法の重要なものは、でん粉化することである。甘しよ生産量の三〇%、馬鈴しよの二五・二七%はでん粉化され、毎年でん粉生産重五〇万トン(甘しよでん粉四〇万トン、馬鈴しよでん粉一〇万トン)に達している。でん粉の用途は、八〇%が水あめ用である。新規用途としては、結晶ぶどう糖の原料として用いられる。(昭和三年、国産一、五〇〇トン、輸入四、〇〇〇トン)、医療用、工業用、甘味料として用途がある。

現在、農産価格安定法による政府のでん粉買入は、年々累積し、政府手数料は二一・八万トン(甘しよでん粉一六・九万トン、馬鈴しよでん粉四・九万トン)に達し、年間でん粉生産量の四〇%に相当する。今後の状勢では、政府手持量の増加のみならず支持価格が下ることも予想される。

木材糖化による結晶ぶどう糖の生産が、すでに企画され、二、三の会社で試作中であるが、これにも影響してくると思われる。

3 米 粟

(1) 米

内地米は、日本人のシ好に適し、外米は、いくら安くても競争力をもたないといわれる。しかし、貿易自由化によつて、日本工業製品が東南市場に進出の度を強めようとすれば、東南アジア諸国の主要な輸出品である米を、わ

が国で買いつければならないであろう。内地米は、最近数年、豊作が平年化しており、将来過剰も予想されているおりから、日本米の過不足に關係なく、輸入される外米は、今後、手厚い保護政策をうけてきた米麦生産にとって、一つの恐威を与えるであろう。昭和三十三年度で、日本米三等六〇キロの価格が三、八八〇円であるのに対し、外米は同規格で、三、一二〇円である。

政府は、東南アジア諸国よりの外米買付量を、十万トン程度に抑えようとしているが、東南アジア諸国も豊作なので輸入量の引上げを要求している。昨年末の両者の買い付け交渉は、量において不調におわった。とくにビルマは賠償問題もからんで、昨年来対日輸入信用状の開設さえ停止する始末であった。

(2) 麦 類

麦の国際価格も大きい。加わえるに、小麦、大麦は完全な国際商品であり、しかも世界的にすでに過剰生産であり、そのストックは、年生産量の数倍に達している。昭和三十三年度で、国内産小麦は六〇キロ三等裸で二、一六円、輸入小麦は同規格価格で、一、四六〇円、大麦は五二、五キロ、三等裸でそれぞれ一、六九一円と一、二四八円の価格となつてゐる。

小麦、大裸麦は、国内保護政策にもかかわらず、それぞれ昭和二十五年、二十八年から、国内作付面積は減少の傾向をたどつてゐる。それは、すでに外麦の国際価格の圧力によつて、政府買入価格も自然に下降し、麦類生産は農家の労働所得の点から採算にあわなくなつてきてゐるからである。麦類は、食糧としても飼育用としても輸入は増加するであろう。自由化は、これに拍車をかけると思われる。

畜産物でさしあたり問題になるのは、

畜産物

4

皮革、牛脂、ラードである。

(1) 皮革の国内生産は、需要の三〇数%で、六〇%余は輸入である。輸入量は

戦前の二倍になっているビニール等合成繊維が牛皮にとってかわる部面も出ているが、製靴用を筆頭として、工業用ベルト、自転車用サドル、カバン用に輸入される。皮革輸入総量の六割は牛皮であるが、輸入先ではアメリカが最も多く、牛皮輸入量の七〇%に相当している。皮革の分類、重量規格はさまざまであるが、原皮の国内価格トン当たり五一〇ドルに対し、米国よりの輸入価格は二六四～二九七ドルである。

日本農家の牛馬販売は、生体取引であり、皮の部分は分離して売られていいから、輸入材との比較は直接に感じられない。しかし、皮革が大量に流れこめば、皮革の部分だけ値下げになるかもしない。

(2) この事情は、牛脂、ラードについても言えるであろう。牛脂の主要用途は石ケンである。国産牛脂の生産量は約七千トンで、必要量の九割以上は輸入している。アメリカはその最大の生産国である。欧州へは、余剰農産物処理法によつて輸出をはかつていて。化学洗剤の量産化によつて、アメリカとしてもその輸出を急がねばならぬ事情にある。

(3) 牛肉、豚については、戦後需要が増加している。豚肉については、三年毎の価格の循環周期をあらわしている。供給の不足を緩和するため、オーストラリア、ニュージーランドより肉の輸入が行われた。

(4) バターチーズは、肉と異つて、競争的性格がつよい。バターについては、言つて、急激に輸入増加するとは言えない。

(5) 牛乳については、生乳は勿論競争財

とならないが、脱脂乳の利用がすすめば、牛乳生産は、かなり圧迫されるであろう。

酪農および畜産部門は、今後の日本農業の発展の上で重要な部門であるが、国際競争から見れば、農業内部でも一段と弱い部門である。従つて、今ただちに自由化の冷い風にあてれば、最も痛手をうける部門であると同時に日本農業にとっても重大な問題となろう。

5 その他の

果樹等の比較的国際競争のない少ないものでも、安閑としてはいられない。ジニース等が製品輸入のかたちではいつくるからである。紅茶についても、静岡県では、国産優良紅茶の保護の声が高まつてきている。

生糸は、昨年、アメリカの絹ブルームと、国内の桑園の自主縮少のために、異常な高値を呼びおこした。しかし、原綿、原毛、化織の自由化によって、衣類が値下りになれば、生糸、絹織物は、ますます高級品化してゆく可能性がある。

通産省は、本年一月にはいって、消費財の輸入申請をうけつけたが、件数は八千件、予算金額五百万ドルを突破し、六千六百万ドルにのぼった。注目してよいことは、その八〇%余の五千四百万ドルは、ジユース、メロン、ブドウ、バターチーズミルク、製菓原料といつた農村関係物資にさつとうした。それだけ、自由化のあらしは農林物資の輸入意欲とともにあらわれる。将来を判断する一つの材料となろう。

B 農産物輸出について

貿易自由化によつて、輸出がのびる農産物としては、さけます、いわし罐詰、茶、グリンピース（罐詰）等が見込まれる外、量の大巾な増大はあまり期待できないのでなかろうか。

1 東南アジア、ことに台湾、フイリピン、韓国は国際收支の点から、農林水産物輸入の増加は期待できない。またとくに、注目すべきは、香港、シンガポール

その他諸国に、中共の農産物輸出がのびてきていることである。経済援助として、あるいは相手国の割高物資の買付等思いきった手をうっている。

2 中近東では、イラン、サウジアラビヤ、シリヤにさけ、ます罐、茶、合板ののびる余地がある。アフリカも同様の品目の輸出の若干ののびが期待されよう。

3 西ヨーロッパでは、西欧通貨の交換性回復にともない、自國通貨の流出を防ぐため、対日差別待遇、輸入制限が強められている。日本の自由化によつても、相手国の輸入制限を緩和させるためには、割高物資の買付けも必要であろう。イギリスへは、さけ、ます、みかん罐詰、鮪油が最近増加した。オランダへは鯨油が最近増加した。ドイツは、一九五八年一月の自由化によつて、自由品目を拡大したが、その中には、生糸、魚かん、グルタミン酸ソーダがある。国内農水産業保護の見地から、この部門は自由化に踏み切っていない。フランスへは、グルタミン酸ソーダ、魚介類、魚油等が増えているほかは、真珠、生糸が減り、アルジェリア向の茶の増加が最近の傾向である。

総じて、日本にたいし、ガット三十五条の援用をしている国が多く、早急に改善されそうにもない。

4 アメリカの輸入制限

アメリカとの貿易上では、農産物は、対米輸出額の約二〇%にあたり、わが国の農林水産物輸出の四〇%にあたる。ところが、一九五八年に、まぐろについてキング法案、アットウイルソン法案が再提出された。罐詰、冷凍をふくめて数量制限とともに、それ以上の輸入については実質的に輸入を禁止する様な高関税を課す内容である。同じく再提出されたペリー法案は、北太平洋海域で刺網によるさけますを輸入禁止するものである。五九年一月には、日本のかき罐詰輸入を制限する汚染貝類輸入禁止法案が提出されている。また五九年一月に合板輸入制限法案が再提出された。別個に互恵通商協

三、輸入農業資材の自由化の影響

肥料、農薬、飼料、石油等、輸入を自由化すれば、現在の国内生産品の国際的な割高を是正し、農業生産費を引きさげるに役立つ面もあるが、微妙な波紋をまき起す側面がある。飼料輸入の自由化は、国内大麦その他飼料作物生産の圧迫になることは、すでにのべたので再説しない。

当面、もつとも問題になるのは、カリの輸入である。

1 カリ 塩

わが国では、昭和初期まで、煙草、果樹等の特殊作物以外は余り消費されず、普通作物にカリを使用する農家は稀であった。昭和二十八年頃より、農家のカリ肥料の増加が急激で、輸入量は七八万トンに達している。(昭和十年一六万トン)その原因は、十六年から終戦まで、カリ輸入が杜絶し、二十七年までカリオアあるいは普通輸入でやっと戦前なみ輸入を確保してきた。従つて、前後の十年間は、カリ肥料に関する限り剝奪農法を行ってきた。肥料三要素の適正バランスがくずれ、大豆、大麦にカリ欠乏症があらわれてきた。

カリ肥料の需要は旺盛であり、輸入量が不足し、国内市価は三〜四割高となつた。カリ肥料は、他の売れない肥料と抱合せ販売が行われた時期が二十七年頃までつづいた。

定法エスケープクローズアップに基く関税委員会へ提訴が行われたが、日本合板は米合板業者を不適に圧迫していないと判定された。グルタミン酸ソーダについても容疑調査が、米業者より提出されている。これら執ような米国内業者による日本農林水産物に対する輸入制限連動は、日本の自主規制や、自由化だけでは、かんたんに静まるとは思えない。

5 ラテンアメリカでは、ブラジル(まぐろ)、アルゼンチン(生糸)、チリ(紅茶)が主要なものである。総じて少額であり、あまりのびていない。これらの国の外貨事情の好転次第では、若干ののびがあるかもしれない。

カリ肥料の国内販売は農協の組織する全購連と商人系とで二分している。全購連はカリ肥料の売買差金を基金として、各肥料価格をベースとする共同計算を案出して、商人系と対抗してきた。三十年頃から農林省はカリ肥料の輸入割当をふやしたので市場は下がった。自由化によれば、カリ肥料価格は下がるであろう。しかし、輸入業者、商人の系利化が強化されれば、全購連、ひいては農協系に一つの恐異となるであろう。

2 石油（重油）

農業、漁業用重油はキロリットル当たり一千円安くなるであろうが、カリ肥料と同様の事情が協同組合組織に出ることも予想される。全漁連には直接ひく問題である。

3 農業機械については、外国農業と經營様式が異なるので、直接の影響はないと思われる。

4 硫安

わが国の硫安輸出は、ここ数年出血続きである。硫安輸出会社の赤字は三四年七月で六十五億円で、三五年七月には百億円をこえるのではないかと言われている。韓国との北鮮問題以来、日本の肥料に不買の方針をとる模様で、西独ものと交渉している。感情問題を別とすれば、日本が売るためには、韓国なり、米を大量に買いつけなければならず、これは、日本国内ののり生産者が保護との問題がある。台湾に売るためには、台湾米を大量に買いつけねばならず、日本の米麦生産と競合しよう。

硫安メーカーが、英、米、イタリア、フランス、西独と東南アジア市場で競争するには現在の国内、輸出の二重価格の差をさらに大きくするか、生産合理化によるコスト切下げを行わねばならない。現在、一部に輸出不要論もある。不要論に対抗するためには、さらに新鋭設備による合理化計画（天法ガス、石油化学、鉄鋼廃ガス利用）が必要である。もしコスト引下げが出来なければ、日本の化学工業にとって重大の問題である。コスト引下げを行わずに、輸出価格を競争上下げるとなれば、国内価格は

それだけ上り、現在の四〇キロ七七〇～七八二円（卸価格）を上廻るという心配なきにしもあらずで、依然として、硫安は重大問題の一である。輸出価格は三四五年五月平均四〇キロ六四一円である。（一トン当たり四四・七ドル）

四、日本經濟の構造的変化の農業に及ぼす影響
貿易自由化が進んでも、各国とも農業保護政策を全廃していないから、わが國も急激に農業保護をやめる必要はない。しかし、経済性からみて、国際的に不合理なものは、漸次、国際水準に近づける必要があろう。価格政策の面では、同じ保護政策でも、国際的競争を直接に意図しない支持価格制から、イギリス型の不足払方式に移行してゆく方が良策であろう。

自由化によって、日本の国民総生産、輸出のびの予想は左右されるが、工業で合理化がすすみ、雇用量のびが、もし現在より下るとすれば、農業から現在すすみつつある人口流出の度速は弱まり、新規学卒を中心とした過剰人口問題が、再び悪化するであろう。

それは、主として、今後の中小企業動向にかかっている。また第三次産業の吸収力如何の問題である。

商社の系列化進むことが予想され、協同組合組織との競争が激化するであろう。

貿易の自由化のみならず、資本の自由化によって、外国の安い金利の資本がはいることが予想される。現在農林中央金庫においては、余裕金運用の一つの重要な方法は、コール貸出であるが、さしあたり、コール市場での運用に圧力を生じてくるのではなかろうか。農外えの余裕金運用によって、辛うじて資金原価の採算をとっている不安定を改めるには、農業自身への再投資を可能ならしめるため、農業の生産基盤を生産力の高いものにしなければならないであろう。

(3) 林業

一、石油の自由化と木炭
木炭の生産は、山村の重要な現金収入源で、年間二〇〇万トン（一億三千万俵）四五〇億円の粗収入になっている。生産世帯は二

○万戸、家族員は一三〇万人にのぼると推定される。零細山村民の重要な生計資金となつてゐる。

ところが、生産は、昭和三十三年一六五万吨・三十四年度一四五万吨に減った。暖冬、消費傾向の変化、原木高等が原因である。とくに、都市における石油、電気ガス、プロパンガスが熱源となつたことが、木炭需要を減らしており、山村民の生活をおびやかしている。石油の自由化は、この傾向に拍車をかけるものと思われる。おそらく最近のうちに、木炭生産量は、一〇〇万、一一〇万トンにまで半減することが予想され、山村民の就業難が増大すると思われる。

二、パルプ輸入と山林開発

戦後、化繊、紙の需要が増大し、国内原木高となつてゐる。原木価格は、国際価格より五割高い。そのため、近年、急速に奥地開発がすすんでいる。

三十四年六月現在、パルプの国際価格を比較すると、(トン当たり)

	日本	米国	北欧
溶解パルプ (三〇五ドル)	三、八〇円	一五ドル	一九ドル
製紙パルプ (三三ドル)	三五ドル	一九ドル	

である。

本年よりアラスカ・パルプが、年間一〇万トン、国内に入る。その価格は、米国のレオニアKKより右の米国価格に規制される。そのほか自由化によつて、安いパルプがはいるので、国内の原木価格は下ることが予想される。今まで、奥地山林開発がすすんだのは、パルプ生産に広葉樹利用技術がすすんだためである。広葉樹の価格は、ようやく開発の採算に見合う程度である。しかし、輸入パルプおよび原綿の輸入が自由化すれば、当然パルプ原料である広葉樹の原木価格はまつ先に下り、次に針葉樹も値下りになるであろう。山林開発の進度がぶることも予想される。

(4) 水産業

一、原綿の自由化によつて綿糸はむしろ価格低下

下の傾向をしめす。マニラ麻は価格上、大きな変化はない。漁網綱用合成繊維は、ナイロン、ビニロン、ビニリゲン、塩化ビニールなど生産の合理化がすすんでいるので大きな影響はない。ナイロンについては、外国の生産量から多少の影響がある。

二、漁協系統機関の事業に対する影響は、石油関係である。今まで外割制のもとで、一応安定していた取引ルートが自由化にともない輸入業者、精製業者特約店、代理店などの系列化の強化のあと、各種製品について安い品物が直接、漁業者や単協に対する売り込み競争が起りうる可能性がある。ただ、実際にA重油についてはソ連から全漁連で安く独占的に購入できるので、この点変化はおこらないとみられている。

三、水産業界に好ましくない影響をあたえるのは水産製品と鮮魚の輸入である。貿易の自由化に伴ない輸入の予想されるものをあげると、次のようである。

	ソ連	中国	韓国	北鮮	日本
ソ連にしん、すけそうちだら、ほたて、さけ、ます、みんたい、うに、なまこ、こんぶ、いたにそう、肝臓油、のり、いたにそう、ミール(たら)、ふのり、ぶり、さわら	えび、ぐち	えび	鮮魚、塩干魚、のり、寒天、メキシコえび	カナダ筋子	ノルウエー数の子、鯨肉
ヘル	一ル	一ル	一ル	一ル	一ル
米国	一ル	一ル	一ル	一ル	一ル

がある。

1 販売方式、決済方式が変るため、価格を叩かれ、また、クレームが増大し不利とな

る。

2 従来、日本人が外国で真珠養殖事業を営む場合、その製品は全部日本に持ち帰った上、日本から輸出されていたが、今後直接外地から市場に出されるため、国内産の真珠の販路を圧迫する。

三、国民年金にたいする批判とわれわれの当面の要求について

(保険料)

1 二〇才から五九才まで四〇年間の拠出期間のうち、最初の一五年間（三四才まで）は月額一〇〇円、後の二五年間（三五才以後）は月額一五〇円の定額であるが、所得の多少にかかわらず同じ額の保険料をおめる義務があるということは不合理であり、かつ所得再分配としての社会保障の趣旨にも沿わない。

2 保険料免除制度はあるが、その範囲は五人家族の場合、年収一三万円未満（単身世帯の場合五万五、〇〇〇円未満）であることを原則としており非常に低い水準におさえられている。一六万円未満の世帯について例外として免除されることもあるが、それは余程特別の事情があるときに限られている。そこで例えば夫婦が被保険者である年所得一五万円の五人世帯は、毎月二〇〇円もしくは三〇〇円の保険料を徴収されることになる。保険料は免除かまたは全額かということで全然所得額に応じる傾斜がなく保険料納入困難な人々にたいするあたたかい実際上の配慮に欠けている。

3 保険料納入期間が一〇年未満の場合は、減額年金の支給もなく、拠出制の老令年金の支給対象からはずされ、福祉年金（無拠出）の対象になる仕組みとなっている。三年以上かけた場合は、還付金として三年をこえる分の保険料相当分を還付されるが、免除適用すればの人が苦心して納入の努力した場合、その継続が困難で拠出期間が三年にみたない、と、保険料はまるまるかけ損になることになる。これは年金制度を通ずる大衆収奪とい

べきである。

要 求

1 保険料の免除の範囲を拡大し所得に応じて減額制度を設けよ。

イ、全額免除→生活保護受給世帯およびこれと同じ程度の所得しかない世帯は全額免除口、減額→免除と全額納入のあいだの所得階層については、それぞれの所得に応じて保険料を減額する措置を講ずるべきである。（社会党案は十段階設けている）

注）所得税の控除限度は五人世帯の自営業主の場合二五万円である。

2 保険料の徴収方法は所得比例方式をとるべきである。億万の財産をもつ住友吉左衛門や松下幸之助と靴みがきのオヤジが同じ一五〇円の保険料を払う現行システムは当然改められねばならない。社会党案では保険料は均等割、所得割、資産割の国民年金税とし、最高八、〇〇〇円、最低八〇円という段階を設けている。

3 保険料を収めることができなくとも、拠出年金の対象とせよ。

一〇年近くかけて七〇才にならないと福祉年金を貰えないのでは、保険料をかける意味が失われてしまう。この点、現行制度の拠出、無拠出の関係を根本的に改め、たとえ全期間十分な収入がなくして保険料納入を免除された場合でも年金をうける資格はあるものとすべきである。

（老令年金）

1 給付開始年令は他の現行公的年金制度に比しておそい。例えば恩給五五才、厚生年金保

3 外国人との合弁事業を行ふ際技術の非公開を条件に許可して来たが、今後渡航が自由になるため、技術非公開の原則が崩れ、従つてこれら外国企業により日本真珠の市場が圧迫されるおそれが多い。

陰六〇才（女子および抗内炭鉱夫五五才、船員保険五五才）、市町村職員共済五〇才等である。開始年金が六五才では、支給を受けないうちに死ぬ人も多いしまたその間の生活が困窮しても保障はない。支給を受けても短期間しか受けられない。所得保障たる年金制度

員保険五五才）、市町村職員共済五〇才等である。開始年金が六五才では、支給を受けないうちに死ぬ人も多いしまたその間の生活が困窮しても保障はない。支給を受けても短期間しか受けられない。所得保障たる年金制度

としては大きな欠陥である。

2 給付額は四〇年保険料をかけて四万二、〇〇円、月額三、五〇〇円であるが、これでは生活保障の水準から余りに隔たっている。現行制度を社会党案と比較すると次のようになる。

		六四才の人の場合		六七才の人の場合	
現行制度	社会党案	年金	支給総額	年金	支給総額
		八万四、〇〇〇円	〇	四二万円	八万四、〇〇〇円

（現行制度四〇年、社会党案三五年）
抛出の場合の比較である

給せよ。

1 給付開始年令は六〇才にせよ。また本人の希望で五五才から六〇才までのあいだから給付を開始する途をひらき、一定の基準にもとづいて減額した年金を支給するようにすべきである。

2 給付額は三五年拠出を基準として、一人月額七、〇〇〇円、年八万四、〇〇〇円を最低支給せよ。この七、〇〇〇円は、成人男子一人の労働力再生産費八、〇〇〇円に見合うところの、老人の最低生活費という考え方についている。

3 保険料のかけ捨てが一切ないよう制度のしくみを変えるべきである。

社会党案では、一年かけても拠出額に応じて拠出年金が貰える仕組みにしている。
(障害年金)

1 給付額は四万八、〇〇〇円から二万四、〇〇〇円までであるが、この額がきわめて少い

だけでなく、給付開始が少くとも事故発生前にひき続き三年間保険料をおさめていることを要件としており、制度がきびしが過ぎる。
2 支給対象が余りに限定されている。片腕または片脚がほとんど役にたたない程度以上の重い障害者だけで、それ以外の身体障害や内科疾患にもどづくものは放置されている。

要 求

1 給付を一級八万四、〇〇〇円にせよ。（老年年金と同じ）

2 給付の資格制限を止め、保険料をかけているものは拠出期間にかかわりなく、年金を支

1 遺児年金や寡婦年金などで保険料のかけ捨ての多い制度の欠陥をゴマ化するのは誤りである。社会党案のように根本的に遺族年金として一括し、老令年金の半額、子一人につき一万四、四〇〇円の加給とすべきである。

2 病身の夫が妻の勤労収入によって生計を維持していた場合は、遺族として当然、父子年金、かん夫年金を支給すべきである。

3 それぞれの支給額を社会党案のみに引きあげよ。

(無拠出年金)

— 福祉年金)

1 老令福祉年金一万二、〇〇〇円(月一)、〇〇円、障害福祉年金一万八、〇〇〇円(月一、五〇〇円)、母子福祉年金一万二、〇〇円(月一、〇〇〇円)の支給額は少ない。

今日、福祉年金の支給対象となる層は、戦時、戦後の貨幣価値の減価のため、嘗々として貯めた貯金を失い、また急速な家族制度の崩かによって生活のツテを失っている人々

である。このような社会的事情にもとづく生活の困窮者にたいして、政府恩給の増額のみに血道をあげることを止め、真に国民的基礎をもつ所得保障制度確立のための熱意を示すべきである。

2 老令福祉年金の支給開始が七〇才では遅すぎる。日本人の平均寿命は七〇才に達していないから、これは常識的に考えてもスジが通らない。年金支給額は給付開始年金ときわめて密接な関連がある。

現行制度と社会党案を比較すると次の通り。

社会党案	六九才の人の場合		七二才の人の場合	
	現行制度	年金	支給総額	年金
	二万四、〇〇〇円	○		
			二二万円	○
			二万四、〇〇〇円	一万二、〇〇〇円
			二万四、〇〇〇円	三万六、〇〇〇円
			一九万二、〇〇〇円	一九万二、〇〇〇円

3 障害福祉年金の対象は、両手又は両足を欠く程度(一级)の重い障害者に限られ、余りに限定されすぎており、この制限は拠出制の障害年金よりもさらにひどいものである。

4 母子福祉年金の対象が夫と死別した世帯にかぎられ、生別母子世帯および準母子世帯

(祖母、姉、伯叔母が孫、弟妹、おいを扶食しているもの)を除外している。これは現実の生活実態と遊離している。

要
求

ついて現行制度は抽象的に給付額の調整をするとしてあるだけである。国民所得の増大や物価の変動に応じて給付額をスライドすることを明記すべきである。

(積立金の管理運用)

明年四月に始まることになつている拠出とともに、保険料の積立金は昭和九〇年ころには三兆六、〇〇〇億円に達する。国民大衆の零細な拠出によるこのような積立金は民主的な管理運用の実をあげるよう措置すべきである。(例えば強力な監督機関を設けてそのなかに直接、労働者代表を送りこむ等)

1 社会党案のように、老令年金二万四、〇〇〇円、障害年金三万六、〇〇〇円(一级四万八、〇〇〇円、二级三万六、〇〇〇円、三级二万四、〇〇〇円)、母子年金三万六、〇〇〇円に引きあげよ。母子年金の第二子以下の加算ならびに障害者の家族加算二、四〇〇円を七、二〇〇円に引きあげよ。

2 老令年金の支給を六〇才にくりあげよ。
3 身体障害の範囲を拡大せよ。(拠出制の要求と同じ)

4 母子世帯の範囲を拡大し、生別世帯および準母子世帯にひろげよ。

5 障害および母子福祉年金の所得制限を緩和せよ。

(スライド制)

積立金がインフレーションによつて減価することにたいする国民の不安は大きいが、これに

資料

一、チリ地震津波対策

今回のチリ地震津波は、五月二十四日未明より、十数回にわたって北海道より九州にいたる大平洋岸全域に来襲し、総額約五百億円にのぼる被害をもたらした。

この被害額のうち、もっとも大きな比重をしめているのは、水産関係、とくに養殖施設、漁船、船具等の被害である、被害の特徴として、公共施設関係の被害もさることながら、とくに零細農漁民、中小商工業者等の個人災害がはなはだしい。また被災者の多くが過去に数回の大規模な災害をうけ、その際の融資の償還の負担に耐えかねており、新たにまた今次災害をこうむることによって再起不能の状態におちいっている。今後ひき続いて豪雨、台風等の災害が襲

来しようとしているので、緊急に対策を講じなければ、被害が一そう拡大するであろうことが憂慮される状態である。

今回の津波の被害が拡大された根本的な責任は政府にある。現在の日米行政協定第八条に於いては、わが国から米軍に對して気象、地震に関する資料を提供することは義務づけられているが、しかし米軍からわが国への資料提供は義務づけられていない。この不平等な日米関係が、今次津波に関する情報の把握をおくれさせ、被害を増大させたことは明らかである。

また、マーカス島には、わが国の気象庁の職

員が六十名も配置されていながら、そこには検潮器が裝備されていない。これも今次津波の発見をおくれさせた理由である。

もしも津波の情報が早期に把握され、警報が適時に発せられていたならば、人畜、船舶等の被害ははるかに軽減されていたことであらう。しかし、津波の来襲が早朝であつたことはまだしも不幸中の幸いであった。もしこれが深夜に来襲していたならば、その被害はさらに激烈となっていたであらうことと思い、まことに慄然

たらざるをえない。

さらにまた、東海、近畿地方においては、昨年の伊勢湾台風の復旧対策が遅々として進行せず、はなはだしい場合は被害の査定すらいまだ行なわれていないものもある。ここへ今次津波災害が重ねて来襲したために、その被害が一そく擴大されたことは無視できない。

以上によつて明らかなるように、今次津波の被害は、天災ではなく人災であり、その責任はあげて政府に帰せられるべきものである。

よつて本大会は、政府の責任を厳重に追求するとともに、次のようないくつかの対策を要求するものである。

災害対策

一、対策の基本方針

イ、被害が國の責任においてもたらされたものである以上、その復旧対策も國の責任においておこない、國家補償、國家賠償の原則をつよくうち出すべきである。従来の政府の災害対策は、公共施設の復旧に主要な力が注がれ個人災害の補償はまったく無視されてきた。災害の性格と國の責任からみて、今後の災害対策は、公共施設の復旧と個人災害の補償とを同等の比重でとり扱るべきである。

ロ、今後ひき続く台風等の災害にそなえ、万難を排して緊急対策を講ずべきである。このため、政府資金のつなぎ融資により、直ち必要な事業を開始し、将来補助、助成の立法措置等が行なはれた際に、補助、助成の資金をつなぎ融資にふりかえる措置をとるべきである。また同時に、災害気象観測体制の確立、海岸防災対策の確立等の恒久対策についてもこの際万全の措置をとるべきである。

二 緊急行政措置

政府は現行諸法規を十二分に運用して、敏速かつ効果的につぎの措置を講すべきである。

- イ、天災融資法の発動と、政令の運用による適用地域の弾力的拡大。
- ロ、被災漁業者への漁船保険金の早期支払い。
- ハ、被災農地の緊急復旧と、とくに水田には七月までに水稻植つけの完了。
- ニ、被災地の復旧のための国有林の払下げ、資材値上防止と、稚貝、種苗等の確保。
- ホ、被災者への食糧、衣料、寝具等緊急支給と、被災地の緊急保健衛生処置の実施。
- ヘ、死者、行方不明者へ弔慰金、見舞金の支給。
- ト、被災者への税の減免と徴収猶予。
- チ、被災市町村、道県への特別交付金の早期交付。
- リ、被災地における緊急就労事業の施行。
- ヌ、応急仮設住宅の改善と枠の拡大。
- ル、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工中金、住宅金融公庫等の政府金融機関の灾害融資枠を少なくも二百億に拡大し、これを各種事業のつなぎ融資に放出。
- ヲ、以上の措置の裏づけとしての予備費の支出。

三 立法措置

岸内閣はただちに総辞職すべきである。しかる後、国会解散、総選挙を行ない、新に構成される国会においてすみやかに次のやうな立法措置を講ずべきである。

イ、災害対策基本法と国土防災基本法（仮称）の制定により、自衛隊の平和国土建設

隊への改編、臨海都市計画、国費の重点的支出等を規定する。

ロ、個人災害の抜本的救済のため、罹災者援護法を制定する。

ハ、天災融資法を改正し、農林漁業者に対する貸付限度十五万円を三十万円に引き上げる。ただし、真珠、かき、その他政令で定める養殖業者は百万円、被災果樹栽培業者又は家畜、家きん飼養者は四十万円、漁具購入資金は一千万円まで引き上げる。また償還期限は据置をふくみ十二年に延長する。再度災害の被災者には、償還条件を緩和する。

ニ、津波の被害をうけた漁業者の小型漁船建造については、伊勢湾台風の際の特別措置法を改めて個人被害漁業者を対象とし、十トン未満（伊勢湾台風は五トン未満）の小型漁船の建造に対し八割の国庫補助を行なう。

ホ、堆積土砂の排除に関する特別措置法を制定し、沈木、いかり等の養殖関係の障害物の除去をも対象に加える。

ヘ、塩害農地の除塩に関する特別措置法を制定し、伊勢湾台風の一市町村十町歩以上の制限を緩和する。

ト、海岸地域および低湿地域の住宅地改善の特例法を制定し、宅地の集団的地上に国の助成を行なう。

チ、その他公衆衛生の保持、母子福祉資金の資付け、失業事業と失業保険の特例、農林水産業施設の災害復旧、公営住宅法の特例、高潮対策、被災中小企業者への資金融通、地方公共団体の起債の特例等について、伊勢湾台風の際に準じてそれぞれ立法措置をとる。

二六・一五事件の真相

右翼暴力団の挑発

六月一五日、全国の労働者が、第二波ゼネス

トに立上り、これに呼応して、岸退陣・国会解散・安保阻止を要求するデモ隊は、統々と国会の周辺に詰めかけた。

午後五時過ぎ、参議院通用門の附近に集つて、いた、「維新行動隊」という旗を立てた、「護国青年隊」という名の右翼暴力団は、クギをうえた棒を振って、新劇の女子俳優たちの群衆に襲いかかった。無抵抗の婦人は、算を乱して逃げたが、この逃げまどろ群の中へ、右翼は、さらにトランク（ナンバー「プレートなし」）を突込んだ。参議院通用門のところにいたデモ隊は、門の内側にいる警官に向ってただちに右翼の暴行を制止せよ、と要求し、警官が出動できるやう構内に逃げ込んだ婦人・子供を、暴力団の方へ押しかえした。一方、右翼は、こんどは、国会裏の道路にいたデモ隊に、急スピードで、トランクと小型四輪トランクを突込み、棒でなぐりかかった。警官は、それを眼の前で見ながら、制止しろと要求するデモ隊の要求には、耳もかさなかつた。現場の指揮官、第七方面隊長岡村端は、そのような命令を受けていない、といふのである。デモ隊は、止むなく、この二百名ほどの右翼を、自分の手で押返えし、右翼は逃げ始めたが、彼等の一部は、自民党本部に逃げ込んだ。他是、警察のトランクに乗せられたが、彼等は、降して歩かせる、と要求し、警察は、彼等の要求通り、歩かせて、麹町署まで、歩かせた。その間、警察は右翼が電話をかけるのを許し、さらに署内の警察電話を使うことさえ黙認した。

女子学生を殺した警官隊

このような警察とナレ合った右翼の暴行に憤激した学生たちはそれから、三十分ほどして、衆議院南通用門を破り、バリケード代りのトランクを引出し始めた。これに対抗して、警察は、放水ポンプで、デモ隊に水をかけた。その後、しばらく、もみ合つた末、警察は、国会の講内にわざとデモ隊を入れるために、やや後退し、そこで隊列を整えた。デモ隊は、後から後から来る人の波に押されて前進し、千二、三百名の学生は国会構内に、三、四十メートルほど入り込みそのうちの二、三百人ほどは、坐り込んだ。この時であつた、警官隊に、「かれ」の号令がかかつたのは……

この警官隊は警視庁第四機動隊（隊長は井林長吉）で、デモ鎮圧専門の“最精銳”である。毎日々々、デモ隊を蹴散すことばかり訓練されてきた。この警官たちは、女子学生をふくら、素手の学生に、警棒を振つて襲いかかつた。学生は一斉に逃げたが、警官は口々に、「コンチクショウ」「ヤツチマエ」と叫びながら、逃げまどう学生たちを、引戻しては、なぐりかかった。制服の警官のみならず、私服の警官も荒れ狂つた。無抵抗の学生に、なぐる、けるだけでなく、血まみれになつて地面に倒れている者の背中をふんずけ、髪をつかんで引きずりまわした。東大の女子学生樺美智子（一二二才）さんが、殺されたのはこの時である。解剖に立会つた、社会党議員坂本昭氏の言によれば、樺さんは、内臓出血のほかに、頭部と咽喉部とに出血があつたといわれ、警官がこの殺人事件の下手人であることは、明らかである。

重傷者に手錠

この乱斗は、一〇分と続かなかつた。とり残された負傷者は、次々と逮捕され、重傷者にも手錠がかけられたまま、衆議院別館地下食堂のとなりの、部屋と廊下に収容された。社会党議員・書記はここへ見舞に降りて行つたがその中には、女子学生で、頭を割られたまま、血だらけになつて横たわっていたものもいた。警察側は、この負傷者たちの慘たんたる光景が、皆の目に映つて、警官の暴行が、天下に明かとなることを恐れ、それからは、社会党その他外部の人は、一切立入りを拒絶した。報道人の立入さえ拒んだために、報道陣は怒つて、部屋の窓ガラスを壊した。テレビを見て駆けつけた母親が、やっと部屋の前にたどりつき、面会を求めたが、警察は、全々取りあつてくれない。消防防の救急車までが、この非人道的な負傷者の監禁に抗議し、即刻、負傷者を病院に送り出すよう要求した。こうして、約二時間ほどの間、負傷者は、ロクな手当もされずに、手錠をかけられたまま、尋問を受けたのである。私服警官は、ほとんど負傷者と同じ数ほどいたが、彼等は、もちろん、負傷者の手当のためにそこにいたのではなく、尋問のためにいたのである。

約二時間ほど経つて、社会党議員の強い要求により、警察側は、だんだんと負傷者を病院に送り出したがその際、私服が、救急車に付添つて乗ろうとし、激高したデモ隊の手で引ずり下された。

暴徒と化した警察隊

夜十二時頃、教え子たちの運命を気づかう東大、明大など、諸大学の教授たちは、衆議院面会所に集り警察の暴行に対して抗議する声明を発表し、それから、憤激している学生たちを説得に、衆議院南口通用口附近に行つた。ところが、警官隊は、この教授団に対しても襲いかかり、多くの負傷者を出した。

この頃学生の中から死者が出た、というニュースが流れ、激高した学生たちは、再び破られた通用門から構内に入り、抗議集会を開いた。これは、社会党議員が警察側と話合つて開かれたもので、集会中、警官隊は、手を出さなかつた。ところが、集会が終ると、警官隊は、再び、学生たちに襲いかかつた。怒った学生たちは、国会正面に流れて行つて、そこにあつた警察のトラックを倒して、これに火をつけて焼いた。

血迷つた警官側は、「デモに参加したと思われるものは、すべて検挙せよ」と命令し、誰彼の区別なく、片端に、暴行を働いた。三軒茶屋に住むある人は、ラジオを聞いて、居たまれなくなつて、国会に駆けつけて、現場を見ていたが、警官は、この人をなぐつた。また、青山女子短大のある先生は、現場から離れている三宅坂附近で、警官から蹴られ、なぐられた。正門附近の学生に対しては、催涙弾を投げて、これを攻撃し、学生たちはチャペルセンターの方向へ逃げたが、これに対し、右翼が、襲いかかった。逃げおおせた学生たちは、一部は朝日新聞社附近に至つて、抗議集会を開き、他の一郎は、社会党本部にたどりつき、そこで一夜を明した。

衆議院面会所に設けられた、医学連その他の団体によつて作られた救護班は、負傷者の手当をしていたが、そこへ一六日午前四時頃、一〇名ばかりの右翼暴力団が、小型トラックに乗付け、面会所へ押入ろうとした。しかし、ドアを

閉めてしまつたため、入れなかつたので、彼等は、ガラスを壊し、社会党などの看板を持去つた。警官は遅れて來たが、暴力団と話合つていただけで、何も手を下さずに、彼等がそのまま立去るのを見送つた。

「政審資料」を読みましょう

「政審資料」には社会党で立案された政策をそのまま掲載しています。労働者、農民、中小企業者の皆さんはいうまでもなく、学者、学生、文化人、研究所、会社の調査関係で、社会党の政策を知りたい方々には最も権威ある資料です。

社会党の政策に関心を持ち、社会党の政策をよりよくしたい情熱をおもちの方々に是非御購読をおすすめします。

ご購読の方法

誌代は1冊100円(税5円)ですが、一ヶ年1,000円(半年600円)の前納制で、この振替用紙でお申しこみになれば、毎号直接お宅へお送りします(半年以上の定期購読は送料不要)なお、10冊以上一括ご購入の場合は割引き制があります。

通 信 欄

この欄は、加入者あての通信にお使い下さい。

下記の通り送金します。

政審資料

年	月号より	本	日
年	月号まで	カ	月分
			円也

政
審
資
料
昭和三十五年七月十五日発行(毎月十五日発行)
第三一號

定価
100円